

平成19年3月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成14年(ワ)第23043号 立替金請求事件 (①事件)

平成17年(ワ)第15877号 損害賠償請求事件 (②事件)

口頭弁論終結日 平成18年10月16日

判 決

当事者の表示 別紙第1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 ①事件原告兼②事件原告の①事件にかかる請求をいずれも棄却する。
- 2 ①事件被告兼②事件被告 は、①事件原告兼②事件原告に対し、
金82万4250円及びこれに対する平成11年2月1日から支払済み
まで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、①事件については、①事件原告兼②事件原告の負担とし、
②事件については、①事件被告兼②事件被告 の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 各被告は、別紙第2請求金額一覧表「未払金額」欄記載の金員及びこれらに
対する平成14年11月1日から各支払済みまで年6分の割合による金員を支
払え。

2 主文第2項と同旨

第2 事案の概要

本件は、①事件被告ら（以下「被告ら」という。また、各個の①事件被告を、
「被告A」などのようにいう。）が、①事件原告兼②事件原告（以下「原告」
という。）と加盟店契約を締結していた 株式会社（以下「X」
という。）との間で、アートフラワー一式等を買う受ける旨の売買契約を締結
するとともに、原告との間で、立替払契約を締結し、原告がこれに基づき売買

的とする株式会社であり、(以下「Y」という。)が代表者である(甲5)。Xは、平成10年7月17日、原告との間で加盟店契約を締結し、原告の加盟店となった(甲1)。

(3) 被告ら(被告 , 同 を除く。)と X との間の契約

別紙第4契約一覧表「氏名」欄記載の被告ら(被告 , 同 を除く。)は、同一覧表「契約日」欄記載の期日ころ、X との間で、同一覧表「契約金額」欄記載の金額で、会員契約を締結した(同一覧表「甲号証」欄及び「乙号証」欄記載の各甲号証及び乙号証)。

(4) 原告と被告ら(被告 , 同 を除く。)との間の立替払契約

別紙第5立替払契約一覧表記載の被告らは(被告 , 同 を除く。), (3)の X との間の契約について、同一覧表「電話確認日」欄記載の日に原告から、契約意思の有無について電話による確認を受けた上で、同一覧表「契約日」欄記載の期日に、原告との間で、同一覧表「割賦金総額」及び「支払回数」欄記載の金額及び割賦回数を内容とする立替払契約を締結した(同一覧表「甲号証」欄記載の各甲号証。ただし、被告 , 被告 , 及び被告 については、争いがない。なお、原告と各被告との間の立替払契約については、末尾に被告番号を付して「立替払契約2」のように特定する。)

なお、被告 に関する契約書(甲A1の14)については、同被告の妻が同被告に代わって署名押印したが、同被告は、これを了解していた(乙A22)。

また、被告 にかかる契約書(甲B1の43)については、同被告の妻である が同被告名義で署名押印したが、これを同被告は事前に了解していた(証人)。

このうち、同一覧表「担当者」欄記載の者は、これに対応する被告をそれぞれ勧誘した(同一覧表「甲号証」欄及び「乙号証」欄記載の各甲号証及び

乙号証)。

立替払契約書には、別紙第4契約一覧表「氏名」欄記載の被告ら（被告
、同 を含む。）は、同一覧表「契約日」欄記載の期日ころ、×
との間で、同一覧表「契約金額」欄記載の金額で、「アートフラワーセッ
ト数」欄記載のセット数のアートフラワーの売買契約を締結した旨が記載さ
れている（同一覧表「甲号証」欄記載の各甲号証。ただし、被告 に
ついては、争いがない。）。

(5) 原告から × に対する代金支払

原告は、別紙第3立替日及び期限の利益喪失日一覧表「立替日」欄記載の
期日に、別紙第5立替払契約一覧表「契約金額」欄記載の金額を × に
対して立て替えて支払った（甲9の1から15まで。ただし、被告
については、争いがない。）。

(6) 立替払契約に適用される約款

立替払契約書には、被告らが支払期日に分割支払金の支払を遅滞し、原告
から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかか
わらず、その期間内に支払わなかったときは、当然に立替払契約に基づく債
務について期限の利益を失う旨の規定がある（以下「本件約款」という。）
別紙第5立替払契約一覧表の「甲号証」欄記載の各甲号証。ただし、被告
については、争いがない。）。

(7) 原告の被告らに対する支払の催告

原告は、別紙第3立替日及び期限の利益喪失日一覧表「到達日」欄記載の
期日に、被告ら（①事件被告ら全員）に対し、平成14年7月分までに支払
期日が経過した分割支払金及びこれに対する遅延損害金を、当該催告書到達
後20日以内に支払うよう、内容証明郵便または普通郵便により催告した
（別紙第6催告書の証拠番号と各被告との対応表記載の各甲号証。ただし、
被告 、同 及び同 については、争いがない。）。

被告らは、いずれも原告の上記催告に応じなかったため、別紙第3立替日及び期限の利益喪失日一覧表「期限の利益喪失日」欄記載の期日に、立替払契約上の期限の利益を喪失した(被告　　, 同　　を除く。)

2 争点

争点(1)から(5)までは、被告　　を除く被告らに共通であり、その部分について被告らとあるのは、被告　　を除く被告らの趣旨である。3以下でそれらの争点を取り上げる際も、特に断らなければ、被告　　を除く被告らを「被告ら」と表示する。なお、各被告ごとの個別の主張として付加するところは、別紙第7被告ら主張一覧表のとおりであり、各被告ごとの主張に対する原告の認否反論は、別紙第8被告ら個別主張に対する認否表記載のとおりである。

(1) 被告らと との間の契約内容及び原告との間の立替払契約の対象

(2) と被告らとの間の契約の効力

ア クーリングオフ

イ 公序良俗違反

ウ 錯誤無効

エ 詐欺による取消し

オ 商品の交付を受けていないことを理由とする支払停止の抗弁

(3) 割賦販売法34条の4による抗弁の接続

ア アートフラワーは、指定商品に該当するか。

イ と被告らとの間の契約は、商行為にあたるか。

ウ 上記条文の適用を受けないとしても、被告らの(2)の抗弁を、信義則上、原告に対し主張できるか。

(4) 立替払契約の効力

ア 公序良俗違反

イ 錯誤無効

ウ 詐欺による取消し

エ 被告らによる立替払契約解除の効力

オ 立替払契約に基づく原告の請求は、信義則に反するか。

(5) 被告らによる抗弁の主張が信義則に反するか。

(6) 個別的問題

ア 被告 (以下「被告」 という。)

立替払契約は成立したか。

イ 被告

立替払契約は成立したか。

ウ 被告

抗弁事由はあるか。

エ 被告兼②事件被告

被告 の名義で立替払契約を締結したことにつき不法行為は成立するか。

3 当事者の主張

(1) 争点(1) (被告らと X との間の契約内容及び原告との間の立替払契約の対象) について

ア 被告らの主張

X と被告らとの間の会員契約は、a X からアートフラワーを買い受けることを内容とする売買契約部分、b アートフラワーの作り方、生け方について教授を受け、講師免状 (G. P 会員の場合) 又は上級免状 (C. P 会員の場合) を取得することを内容とする役務提供契約部分、c 「クラブ」口数を購入し、フラワーコミュニティーレンタルシステムに加入することにより、レンタルマージンを得ることを内容とするレンタル契約部分とから構成されるが、売買契約部分は、役務提供契約部分及びレンタル契約部分と不可分の関係にある。

被告らの大半は、X から、レンタルマージンを取得できる、また、

は生け花の講習を受けて講師免状を取得できると説明を受け、× との間で契約を締結し、さらに、原告との間で、これらの代金の支払のために立替払契約を締結したのである。したがって、このようなレンタルマージンの取得や生け花の講習の提供についても× との間での契約内容となり、立替払契約の対象となる。

イ 原告の主張

× と被告らとの間のアートフラワーの売買契約とレンタル契約等は、別個の契約であり、レンタル契約等に公序良俗違反、詐欺による取消し、錯誤、商品の交付を受けていないことを理由とする支払停止の抗弁にかかる事由があるとしても、上記売買契約には影響を及ぼさない。

原告が被告らとの間で締結した立替払契約の対象は、あくまでアートフラワーの売買に関する代金の立替払である。

被告らは、レンタルマージンの取得や、生け花の講習の受講についても、立替払契約の目的となっているかのような主張をするが、立替払契約書上、あくまで商品がアートフラワー一式、割賦金が82万4250円などと記載されているのであるから、被告らが× と締結した契約は、アートフラワー一式につき、82万4250円等で売買する売買契約であると見るべきである。したがって、立替払契約の対象としては、この売買契約以外にありえない。

被告らが× との間で、生け花の講師免状取得にかかる何らかの契約を締結していたとしても、それと立替払契約は、全く無関係かつ別個の契約である。したがって、レンタルマージンが支払われず、または、生け花の講師免状取得のための講習が実際に行われなかったとしても、これが直ちに立替払契約に影響を及ぼすものではない。

(2) 争点(2)ア (クーリングオフ) について

ア 被告らの主張

(ア) 被告らと × との間の契約については、訪問販売等に関する法律（以下「訪問販売法」という。）が適用されるどころ、同法における訪問販売とは、販売業者または役務提供事業者が、消費者に対し、営業所以外の場所において、指定商品・役務・権利に係る申込を受け、または契約を締結して行う取引をいうから、被告らと × との間の契約が訪問販売にあたることは明らかである。

(イ) 被告らと × との間の契約の内容としては、アートフラワーの売買のみならず、レンタルマージンの取得や生け花の免状取得のための講習実施についても内容とされているが、このような内容について、立替払契約書上、何ら記載されていない。

訪問販売法においては、契約書面において、契約内容となっている役務についても記載することが求められてから、レンタルマージンの取得や生け花の免状取得のための講習実施について記載がされていない以上、立替払契約書には不備がある。

(ウ) また、 × は、アートフラワーの販売及び生け花の講習指導という役務を提供し、会員となるとアートフラワーの販売及び 流指導の役務提供のあっせんを行い、他の者と × との間で契約を締結させていたのであるから、連鎖販売取引（訪問販売法 11 条 1 項）にあたる。

(エ) したがって、本件においては、クーリングオフの制限期間が未だ進行していないというべきであり、被告らは、平成 16 年 4 月 21 日の本件第 10 回弁論準備手続期日において、原告に対し、訪問販売法 6 条及び 17 条に基づき、被告らと × との間の契約を取り消す旨の意思表示をした。

イ 原告の主張

(ア) 被告らと × との間の契約は、被告らにとって商行為となるから、割賦販売法 30 条の 6、4 条の 4 第 8 項により、クーリングオフは適用

されない。

仮にクーリングオフが適用されるとしても、×の被告らに対する販売方法は、原則として店舗販売であり、例外的に通信販売を採ることもあったにすぎず、×の営業所等以外の場所で契約を締結させたことはないから、被告らと×との間の契約の締結は、訪問販売にあたらぬ。

仮に、被告らと×との間の契約の締結が訪問販売にあたるとしても、同法2条4項、同法施行令3条には、アートフラワーが指定商品として明記されていないから、クーリングオフの対象商品ではない。

(イ) 被告らは、立替払契約書の記載において、商品の特定がされていない、役務が全て記載されていないなどとし、契約書面として不備があると主張する。

しかし、被告らは、×から、アートフラワーについての説明を受け、その内容を理解していたのであるし、写真入りのパンフレットの交付を受けていたのであるから、「アートフラワー式」程度の記載でも特定に欠けることはない。

また、レンタルマージンの取得等について、被告らと×との間の契約の内容とされたり、上記契約と別個のレンタル料の配当等の役務提供契約がされていたとしても、法形式上は別個の契約と見るべきである。そして、契約書面については、商品の売買と役務の提供とを区別している（訪問販売に関する法律施行令3条5号参照）から、立替払契約書について役務提供について記載する必要はなく、不備にあたらぬ。

(ウ) 権利濫用

仮に、クーリングオフが適用されるとしても、被告らがこれを主張することは、権利の濫用にあたる。

被告らは、×から十分な説明を受け、自らの意思で×の

会員となつたのであり、被告らの中には、主にレンタルマーヅンの取得を目的として会員となつた者もあるし、実際に配当を受けた者さえいる。

原告は、× に対し、適切な管理監督をしていたが、このような取引システムについて、全く知らなかつたし、知ることもできなかつた。被告らから、レンタルシステムの詳細について報告を受けたこともない。また、× から被告らに交付された書面には、クーリングオフについて明記されている。

しかるに、被告らは、本件訴訟が係属して1年以上経過した時点において、突如クーリングオフを主張したのであるし、被告らには、訴訟代理人が選任されていたのだから、このような主張を早期にすることは可能であつた。

以上の点からすれば、被告らのクーリングオフの主張は、権利濫用にあたる。

ウ 被告らの再反論

原告の、権利の濫用にあたるとの主張は、争う。

(3) 争点(2)イ (公序良俗違反) について

ア 被告らの主張

× によるアートフラワーのレンタルシステムは、アートフラワー自体が製造されていないなど、全く架空のものであり、その実態は、レンタルマーヅンを得られると断定して勧誘し、アートフラワーを購入させ、購入者を会員としつつ、アートフラワー代の名目で、購入者から金員を詐取するというものである。× は、その実態を秘匿し、レンタルシステムを継続させるために不特定多数の会員を募集し、会員に新規会員を募集させ、新たな会員から集金した金員の一部を、レンタルマーヅンとして配当することを意図していた。

このようなシステムは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関

する法律を潜脱することを目的とする違法なものであり、被告らと X との間の契約は、公序良俗に反し、無効である。

イ 原告の主張

X の顧客には、レンタル契約等を締結することなく、アートフラワーを購入する契約のみを締結した者もあり、被告らと X との間の契約とレンタル契約等は別個の契約であるから、アートフラワーを購入するかどうかは、被告らの意思に基づく。しかも、X は、実際にアートフラワーを製造し、被告らの中にはアートフラワーを受領した者がいるから、このような事情からすれば、直ちに被告らと X との間の契約が公序良俗に反するとはいえない。

仮に、被告らと X との間の契約の内容として、レンタルマーゲンの取得目的等が含まれるとしても、被告らは、レンタルマーゲンの取得を目的として被告らと X との間の契約を締結し、実際に X においてアートフラワーが製造され、X からレンタルマーゲンを取得した者もいるのであるから、X のレンタルシステムが架空であったとはいえず、被告らと X との間の契約が公序良俗に違反するとはいえない。

(4) 争点(2)ウ (錯誤無効) について

ア 被告らの主張

X によるレンタルシステムは、全く架空のものであり、X は、被告らに対し、前述のような実態を秘匿して契約を締結させたものである。被告らは、X のレンタルシステムが実際に行われていると信じて X と契約を締結した。したがって、被告らは、上記契約時に錯誤があったから、上記契約は無効である。

イ 原告の主張

被告らは、アートフラワーを購入する意思で X と契約を締結した

のであるから、意思と表示に不一致はない。

また、被告らと X との間の契約の内容として、レンタルマージンの取得目的等が含まれるとしても、そもそも被告らは、X がいかなる商法を採ろうと、最終的にはレンタルマージンを取得することを意図していた。被告らは、このような意図のもと、X との間でレンタル契約等を締結し、実際に X からレンタルマージン等を取得していたのであるから、意思と表示との間に不一致はない。

(5) 争点(2)エ(詐欺による取消し)について

ア 被告らの主張

X によるレンタルシステムは、全く架空のものであり、実態は前述のとおりであった。X は、被告らに対し、このような実態を秘匿して契約を締結させたものである。被告らは、X のレンタルシステムが実際に行われていると信じて X との間で契約を締結した。

被告らは、平成15年9月3日の本件第3回弁論準備手続期日において、原告に対し、被告らと X との間の契約につき、詐欺により取り消す旨の意思表示をした。なお、上記契約の相手方たる X の代表者は、現在所在不明であるから、このような場合は、原告に対する意思表示で足りるというべきである。

イ 原告の主張

X は、実際にアートフラワーの製造を行っていたのであるし、被告らの中には、アートフラワーを現実に交付されている者もいるから、客観的に見て、X がアートフラワーを交付することができず、またはアートフラワーを交付する意思がなかったとはいえない。

(6) 争点(2)オ(支払停止の抗弁)について

ア 被告らの主張

被告らは、被告らと X との間の契約の目的物たるアートフラワー

を未だ受け取っていないし、レンタルマージンの支払や生け花の講習といった役務の提供も受けていない。被告らは、このアートフラワーを受け取り、上記の役務の提供を受けるまで、原告に対する割賦金の支払を停止する。

イ 原告の主張

原告は、平成11年1月、被告らの一部を含む15名に電話をして商品受領の有無について確認したところ、全員が商品を受領した旨回答している。また、被告らの中には、アートフラワーの一部を受領したことを認める者もいる。

仮に被告らが、アートフラワーを現実に受け取っていないとしても、被告らは、~~×~~との間で、アートフラワーを~~×~~に対して委託し、さらに~~×~~が第三者に賃貸することが予定されていたのであるから、被告らに対してアートフラワーを現実に引き渡すことは予定されておらず、むしろ占有改定の方法により引き渡している。

そうであれば、アートフラワーの引渡しは履行されているから、同時履行の抗弁権は消滅している。

なお、アートフラワーについては、実際に原告の従業員が~~×~~を訪ねた際に現認しているし、被告らの中には、アートフラワーを受領している者もいるのであるから、現実に存在していたことは明らかである。

ウ 被告らの再反論

占有改定は、あくまで目的物たる動産が現実に存在することを前提としており、実在しない物を占有改定により引き渡すことは不可能である。本件では、アートフラワーが現実に存在したことの立証はされていないから、原告の主張は、失当である。

(7) 争点(3)ア(割賦販売法34条の4の指定商品に該当するか)について

ア 被告らの主張

割賦販売法30条の4第1項の適用においては、割賦販売法施行令における指定商品に該当しなければならないところ、割賦販売法は、購入者等の利益の保護を目的とするから、指定商品の範囲は広く解すべきである。そして、確かに、アートフラワー自体は、指定商品として規定されていないが、割賦販売法施行令に規定される指定商品のうち、「屋内装飾品」の具体例には、「しよく台、花びん、肖像画、額縁、シルクスクリーン等」と記載されており、アートフラワーは、しよく台や花瓶同様、屋内において設置、展示し、屋内装飾として使用するものである。したがって、アートフラワーは、「屋内装飾品」に含まれるというべきである。

イ 原告の主張

(7) 割賦販売法30条の4第1項は、私人間の契約自由の原則の例外となるものであるところ、私人による取引への過剰な規制を避けつつ、購入者等の利益の保護という法目的を達成するため、規制の及ぶ範囲を取引の適正化及び購入者保護を図るために必要と考えられる商品に限定する趣旨で、指定商品制が採用されている。そして、このような趣旨に鑑みれば、指定商品の内容は限定的に解すべきである。そして、同令の指定商品には、アートフラワーとの記載はない。被告らは、アートフラワーが「屋内装飾品」に該当するなどと主張するが、アートフラワーが「屋内装飾品」として使用されるとは限らないから、これに含まれると解することはできないし、上記の趣旨に鑑みれば、安易に拡大解釈を行い、「屋内装飾品」にアートフラワーが含まれると解すべきではない。

(イ) 仮に、「屋内装飾品」にアートフラワーが含まれるとしても、被告らと × との間の契約は、被告らにとって、商行為にあたるというべきであるから、割賦販売法30条の4第4項2号により、同条第1項は適用されず、 × に対する抗弁を原告に主張することはでき

ない。

なお、被告らが主張する、被告らと × との間の契約のクリーニングオフについても、上記行為が商行為にあたる以上、同法30条の6が準用する同法4条の4第8項により、これを原告に主張することはできない。

(8) 争点(3)イ(商行為性)について

ア 原告の主張

被告らが × との間で締結していた契約の実態は、被告らを会員として募り、会員をアートフラワーのオーナーとする一方で、アートフラワー自体は × が賃借管理し、株式会社 を通じて第三者にレンタルし、その得られた収益を会員に配当するというものである。このような契約内容に鑑みれば、被告らのアートフラワーの購入は、「賃貸する意思をもってする動産の有償取得」にあたる。

イ 被告らの主張

(ア) 被告らが × との間で契約を締結した目的により分類すると、アートフラワーの売買に限らず、講師免状の取得のために生け花の講習を受講するという目的を有していたA型、 × からアートフラワーを購入し、それを × に委託し、さらに × が株式会社 を通じて第三者に賃貸するシステムにより、レンタルマージンを受けることを主な目的としていたB型、生け花の講師免状取得のため、講習を受講する目的とともに、レンタルマージンを取得することも併せて目的としていたC型、その余の被告ら(目的を特定できない。)とに分類することができる。

(イ) 被告 , 同 , 同 , 同 , 同 ,
同 , 同 , 同 , 同 , 同 ,
同 , 同 , 同 , 同 , 同 , 同

アートフラワーの売買にかかる部分が商行為にあたるということとはできない。

そもそも、× のレンタルシステムは、全く実体のない架空のものであったのであるから、被告らがいかなる目的を有して被告らと

× との間の会員契約を締結していようとも、実体のない取引に商行為というものを観念することはできない。しかも、レンタルといっても、被告らにおいて行うべきことは何もなく、被告らがこのような事業に従事していたこともなく、当該レンタル事業によって生計をたてようとしていたこともない。

ウ 原告の反論

(ア) B型被告らについては、いずれも × からレンタルマージンを取得することを目的として、× との間で会員契約を締結したのであるから、アートフラワーの有償取得行為は、B型被告らにとって営業としてされたものである。

C型被告らについては、生け花の講習の受講という目的があったにせよ、× からレンタルマージンの取得も目的としていたのであるから、B型被告ら同様、アートフラワーの有償取得行為は、C型被告らにとって営業としてされたものである。

A型被告らについても、× との間で会員契約を締結したものであるし、講習も受講せず、アートフラワーの交付も受けていないことからすれば、レンタルマージンの取得の目的も有していたというべきであり、アートフラワーの有償取得行為は、A型被告らにとって営業としてされたものというべきである。

(イ) 被告らは、× のレンタルシステムが架空のものであったから、商行為性を観念することはできないなどと主張する。しかし、商法502条1号は、あくまで貸貸する意思をもってする動産の有償取

得行為を商行為と定めているのであるから、レンタルシステムが架空であったとしても、賃貸意思を有してアートフラワーを購入すること自体が商行為である。

したがって、割賦販売法30条の4第4項2号が適用され、同条1項は適用されないから、被告らが X に対して有する抗弁を、原告に対して主張することはできない。なお、クーリングオフについては、同法30条の6が準用する同法4条の4第8項により、原告に対して主張することはできない。

(9) 争点(3)ウ(被告らの争点(2)の抗弁を、信義則上、原告に対し主張できるか)について

ア 被告らの主張

仮に、割賦販売法30条の4第1項が適用されないとしても、信義則上、X に対する抗弁を、原告に対して主張できると解するべきである。

イ 原告の主張

争う。

(10) 争点(4)ア(公序良俗違反)について

ア 被告らの主張

原告は、X のレンタルシステムが公序良俗に反するものであることを知りながら、被告らに対してその実態を秘匿しつつ、立替払契約を締結させているのであり、原告の行為も公序良俗に反するから、立替払契約も公序良俗に反し、無効である。

すなわち、原告は、X との間で加盟店契約を締結した平成10年7月17日の翌月である同年8月の時点で、X にかかるクレジット取扱額が、X が申告していた600万円を大幅に超過する2000万円に達していたことを認識したにもかかわらず、何ら対策を講じていないのであり、原告が、X の違法行為を知りながら、自らの売上高を

増加させるために、意図的に黙認したというほかない。

しかも、アートフラワーは、定価の販売価格が1個6000円から1万6000円であると申告を受けていたにもかかわらず、加盟店契約の稟議を原告本社に上程した担当者は、1個10万円と虚偽の報告をしているし、

× の事業が通信販売でありながら、本来あるべき商品の価格表を原告本社に提出していない。さらに、上記担当者は、レンタルマージンや紹介手数料の支払等の内容を説明する、× 作成のパンフレットや事業説明書などの資料を、原告本社に提出していない。

このような事情からすれば、原告の上記担当者は、原告本社に対し、不正な契約を隠匿するため、虚偽の説明をしたというほかない。

したがって、原告の行為自体が公序良俗に反するというべきである。

イ 原告の主張

立替払契約は、あくまでアートフラワーの購入代金のために締結されたものであり、レンタル契約等のために締結されたものではない。したがって、仮にレンタル契約等が違法であったとしても、直ちに被告らと ×

との間の契約が違法となるわけではないから、立替払契約が違法となるわけでもなく、原告と × との間には、客観的共同関係はない。

仮に、レンタルマージンの取得目的が被告らと × との間の契約の内容となるとしても、原告は、× に対し、適切な管理、監督をしており、それにもかかわらず、被告らと × との間のレンタル契約等の内容を知らず、知ることもできなかったのであるから、原告に故意または過失がない。

したがって、原告には、× との間の共同不法行為は成立しないから、立替払契約が公序良俗に反するとはいえない。

(11) 争点(4)イ(錯誤無効)について

ア 被告らの主張

被告らは、× が行っているレンタルシステムが実際に存在するものと信じて立替払契約を締結したところ、これが架空のものであった以上、被告らには錯誤がある。したがって、立替払契約は、無効である。

イ 原告の主張

被告らと × との間の契約とレンタル契約等は、あくまで別個の契約であるから、レンタル契約等が違法であったとしても、それが直ちに被告らと × との間の契約に影響を及ぼすものではない。

仮に、アートフラワーのレンタル等が被告らと × との間の契約の内容となるとしても、被告らは、レンタル等の目的とはいえ、アートフラワーを購入する意思で、その購入代金のために立替払契約を締結しているのであるから、被告らの真意と不一致はない。

(12) 争点(4)ウ(詐欺による取消し)について

ア 被告らの主張

原告は、× が行っているレンタルシステムが違法なものであることを知りながら、× と提携し、被告らにこれを秘匿して立替払契約を締結しているから、原告にも詐欺行為があった。

被告らは、平成15年9月3日の本件第3回弁論準備手続期日において、原告に対し、立替払契約を取り消す旨の意思表示をした。

イ 原告の主張

被告らと × との間の契約とレンタル契約等は、あくまで別個の契約であるから、レンタル契約等が違法であったとしても、それが直ちに被告らと × との間の契約に影響を及ぼすものではない。

仮に、アートフラワーのレンタル等が被告らと × との間の契約の内容となるとしても、原告は、被告らに対し、アートフラワーの購入を勧めたことはない上、被告らと × との間の契約の全体的な内容を知らなかったし、知ることもできなかったのであるから、立替払契約の締結に

際し、何ら詐欺行為をしていない。

(13) 争点(4)エ(立替払契約解除)について

ア 被告らの主張

立替払契約書2条には、「商品等は、立替払契約成立後表記の時期に販売店から契約者に引き渡し、又は提供されるものとします。」との規定があるところ、この規定は、被告らが原告に購入代金の立替払を依頼する場合も、商品の引渡が得られないまま原告から立替金の支払請求を受けることがないように考慮し、設けられたものと解するのが合理的である。

そして、原告は、立替払契約書の表紙には、「流ショッピングクレジットお申込書」と印字され、その下に「

株式会社」と印字されている専用の契約書用紙を用意しており、原告と × との間には、取引上の信頼関係があったといえるから、× の商品引渡義務や役務提供義務の履行を保証したとしても、何ら負担を負うものでなく、それによって立替払契約の利用が促進されることで、原告の利益となる。

このように、立替払契約書の文言に加え、上記の信頼関係があったことに鑑みれば、原告は、立替払契約の一内容として、× の商品引渡義務及び役務提供義務について保証したというべきである。

しかるに、× は倒産しており、上記義務の履行は不能となったため、被告らは、原告に対し、平成15年11月10日の本件第5回弁論準備手続期日において、立替払契約を解除する旨の意思表示をした。

したがって、被告らは、原告に対し、立替金支払義務を負っていない。

イ 原告の主張

立替払契約書の条項を見ても、原告が × の商品引渡義務等を保証する旨の文言は一切なく、当事者の合理的意思に反する。そもそも、商品

の引渡がないときは、割賦販売法30条の4により、同時履行の抗弁を主張できるのであり、上記引渡義務の履行についてあえて原告が保証し、立替払契約書上で明記することは不自然であるばかりか、原告に通常の立替払契約において要求される以上の義務を課すことになるから、極めて不合理である。

(14) 争点(4)オ(信義則違反)について

ア 被告らの主張

原告は、以下のとおり、×に対する加盟店管理義務を負っていたところ、×の不法行為を漫然と放置するなど、上記義務を怠っている。しかるに、原告が、被告らに対し、立替金の支払を請求することは信義則に反するというべきである。

(ア) 加盟店管理義務の法的根拠

a 危険責任

クレジット契約、特に割賦販売購入あっせん契約は、悪徳商法に利用されるなど、消費者を巻き込むトラブルを誘発する危険を構造的に含んでおり、このようなシステムを社会に持ち込んで運営する信販会社は、上記危険が現実化し、公衆に危害が及ばないようにすべき義務を負う。したがって、信販会社には、加盟店を適切に管理すべき義務が生じる。

b 報償責任

信販会社は、上記システムを運営して利益をあげ、経営を成り立たせているのであるから、上記システムが内包する危険が現実化した場合に公衆に与えた損害については、賠償すべき義務を負う。信販会社が加盟店を適切に管理していれば、上記危険が現実化することはないから、信販会社には、加盟店管理義務が生じる。

c 通産省(当時)及び経済産業省の通達、ガイドライン

信販会社の監督官庁である通産省（当時）及び経済産業省は、これまで6回にわたって、加盟店管理の厳正化を求める通達やガイドラインを提示している。このように、信販会社が加盟店を適切に管理することは、取引社会の公序となっているのであり、法的にも、加盟店管理義務が生じる。

d 信義則

消費者は、加盟店に関する情報や取引に関する知識が乏しく、信販会社との間での情報量や交渉力に著しい格差がある。したがって、信販会社は、契約締結に際し、消費者に対して信義則上の法的義務を負うのであり、これは、抽象的には、信販会社が消費者に対して加盟店管理責任を果たし、消費者に損害を与えることのないクレジットを提供すべき義務である。

e 準委任

クレジット契約における契約者と信販会社の法律関係は、準委任と解されるが、この準委任は、加盟店を加えた三者間の契約の一部であり、このような三者間の契約を措定したのは信販会社であるから、準委任の内容としては、単に代金を加盟店に立替払する義務のみならず、三者間の契約を円滑に履行するために加盟店を管理監督し、加盟店の債務不履行によって契約者に損害が生じないように配慮すべき義務も含む。

(イ) 加盟店管理義務の具体的内容

a 信販会社は、販売会社との間の加盟店契約の締結に際しては、販売会社を取り扱う商品及びそれに付随する役務、商品の販売方法、業務内容を調査し、その経営状況を十分に把握し、消費者に損害を生じさせる販売会社でないことを確認すべき義務を負う。調査の結果、商品の供給または役務の提供を適正かつ円滑に行うことができない販売会

社であったり、倒産のおそれのある販売会社であることが判明した場合は、加盟店契約を締結すべきではない。

b 信販会社は、加盟店契約の締結後においても、加盟店の管理を継続的に行い、その資産内容等を審査、調査し、加盟店の信用状態を継続的に把握するとともに、加盟店が取り扱っている商品及び役務の内容、採用している販売方法を十分に把握する義務を負う。審査や調査の結果、販売会社について、消費者に損害を及ぼす事実が判明した場合は、販売会社に指導し、改善されたか否かを見極め、改善が見られない場合は、加盟店契約を解除すべき義務がある。

c 加盟店の審査、調査において、信販会社が行うべき具体的行為としては、次のようなものがある。

① 販売されている商品の代金及び提供されている役務の対価について、その水準が他の同種の商品等の代金または役務の対価と比較して、適正な範囲内であるか否か把握する。

② 販売される商品の販売または役務の提供がどのような方法によってされているかについて、当該加盟店のパンフレット、広告、契約書面等を取り寄せ、把握する。

③ 販売される商品が、当該加盟店または別の事業者が行う特定継続的役務提供契約に係る関連商品に該当するものであるか否か、さらに、加盟店が、当該加盟店または別の事業者が提供する業務の提供によって誘因する商品の販売または役務の提供の事業を行うものであるか否かについて、当該加盟店及び関係事業者のパンフレット、広告、契約書面等を取り寄せ、把握する。なお、口頭により勧誘している場合は、当該勧誘内容を確認することも含む。

④ 信販会社は、上記①から③までの行為を尽くした結果、加盟店の経営状況や適正さを欠く販売方法等から、消費者に損害を生じさせ

るおそれがある場合は、立替払を実行しない義務がある。

- ⑤ 特に、業務提供誘引販売については、通達やガイドラインに規定される意思確認行為を行う。

(ウ) 原告の × に対する管理体制

a 原告が、上記のとおり加盟店管理義務に基づき、× との間で加盟店契約を締結する際に調査すべき具体的事項は、次のとおりである。

- ① 資本金、営業年数、業績、資産負債の状況、会社の組織（従業員数、店舗や代理店の有無及びその実態）などの信用調査
- ② 経営者や役員信用調査
- ③ 販売する商品や提供する役務の内容
- ④ 販売する商品の代金や提供する役務の対価について、その水準が他の同種の商品の代金や役務の対価と比較して、適正な範囲内であるか否か。
- ⑤ 商品の販売または役務の提供がどのような方法でされているか（販売方法や業務内容）。
- ⑥ 販売する商品が、当該加盟店または別の事業者が行う特定継続的役務提供契約に係る関連商品に該当するか否か。
- ⑦ 当該加盟店または別の事業者が提供する業務の提供によって誘引する商品の販売または役務の提供の事業を行うものであるか否か。

b 原告は、上記(イ)及び(ウ)の調査を行うに際し、× から詳細な事情聴取を行うべきことはもとより、次のような資料を徴求すべきであった。

- ① × の過去数期分の決算報告書
- ② × 及び代表者等の役員に対する信用調査報告書。例えば、帝国データバンクの調査報告書など。

- ③ 会社組織，会社の沿革等に関して記載された会社概要などのパンフレット，代理店名簿，従業員名簿，取引先名簿，不動産登記簿謄本等の資産関係資料，関連事業者の法人登記簿謄本や会社概要
- ④ 販売する商品や提供する役務の具体的内容がわかる商品等のパンフレット，事業説明書，広告，商品や事業内容を説明するビデオテープ，顧客との契約書，関連事業者との契約書，関連事業者のパンフレット
- ⑤ 販売方法を明らかにする資料，例えば通信販売用申込書，通信販売方法に関するパンフレット，通信販売用倉庫の資料など。
- ⑥ 他の信販会社との取引状況を明らかにする資料，例えば加盟店契約書など。

c 原告は，加盟店契約の締結後も，加盟店管理義務に基づき，引き続き調査をすべき義務を負い，その具体的内容は，前記のとおりである。

特に，本件のアートフラワーは，通常は1個あたり5000円から1万円程度で取引されるどころ，立替払契約では，大多数の者が82万4250円とされているから，単純なアートフラワーのみの売買契約ではないことがうかがわれる。原告は，立替払契約書が X から送付された際，本件での X との取引の実態がどのようなものであるか調査すべく，再度，前記資料を徴求したり，X から事情聴取したりすべきであった。

また，被告らに対する契約意思確認に際しては，X との間具体的な契約内容や交付されたパンフレット，契約書面の有無や内容，仕事が提供されるなどといった勧誘がなかったか否かなどの点について尋ね，加盟店管理において取得した情報と矛盾がないか確認すべきであった。

(エ) 管理義務違反

原告が前記のような資料を徴求して加盟店審査を行っていたら、
X が行おうとしていた契約の内容が架空のものであり、勧誘方法についても公序良俗に反する違法なものであることを認識できた。したがって、原告が前記義務を履行していながら、立替払契約を締結したとなれば、X の違法行為を認識しつつ、立替払契約を締結したというほかない。仮に、原告が上記義務を履行していないのであれば、加盟店管理義務を履行していないのであるから、原告には重大な過失がある。

以上の点を考慮すれば、原告の被告らに対する請求は、信義則に反する。

イ 原告の主張

被告らの主張は、いずれも争う。

(7) 法的根拠について

被告らが主張する加盟店管理義務の発生根拠は、以下のとおり、いずれも理由がない。したがって、原告は、そもそも加盟店管理義務を負わない。

a 被告らは、危険責任もしくは報償責任を根拠に、信販会社に加盟店管理責任があるなどと主張する。しかし、クレジット取引のシステムは、消費者側の経済上の必要性から、長時間をかけ、変遷しながら構築されてきたものであり、信販会社は、その一参加者にすぎず、システムの設計者もしくは管理者ではない。

また、割賦購入あっせん取引において、その利益を享受しているのは、信販会社に限られず、これを利用して当面の資金準備がなくとも商品を購入できるという点で、消費者も多大な利益を享受する。

しかも、クレジット取引においては、仮に契約者が不利益を被ったとしても、それによって信販会社と加盟店が利得を得るわけでもない。

そうすると、信販会社が危険責任もしくは報償責任を負うというこ

とはないから、これを根拠とする被告らの主張は、失当である。

b 被告らは、通産省（当時）や経済産業省の通達、ガイドラインを根拠に、信販会社に加盟店管理責任があるなどと主張するが、通達やガイドラインは、あくまで指導にすぎないし、被告らが指摘する通達は、いずれも名宛人が信販会社ではないから、原告を拘束するものとは到底解されない。したがって、このような通達やガイドラインを根拠とする被告らの主張は、失当である。

c 被告らは、信義則を根拠に、信販会社に加盟店管理責任があるなどと主張する。

しかし、現実には、消費者が加盟店と結託し、クレジット取引を悪用する事例も多々存在し、その場合、信販会社が意図的に情報から隔離されているように、必ずしも信販会社が、消費者に比べて加盟店に関する情報を容易に調査できるとはいえない。なお、加盟店に関する紛争は、大半が名義貸しや役務提供の合意のある場合など、本件に類似するものである。

したがって、加盟店に関する情報量や交渉力の差があっても、これが信義則に反するわけではないから、信義則を根拠とする被告らの主張は、失当である。

d 被告らは、準委任の内容として加盟店管理責任を含めることができるとして、信販会社に上記責任があるなどと主張する。しかし、クレジット契約においては、信販会社の義務は、あくまで加盟店に対して代金を立替払することに尽きる。かえって、信販会社が被告らの主張のような加盟店管理義務を負っているとすれば、契約者は、その債務不履行を理由に、クレジット契約を解除することができることになるが、割賦販売法は、そのような事態を想定した規定を設けていないから、このような解釈は不当である。したがって、クレジット契約が準

委任であったとしても、それに加盟店管理義務を含めることはできず、被告らの主張は、失当である。

ウ 加盟店管理義務について

仮に、原告が加盟店管理義務を負うとしても、原告は、以下のとおり、

× に対して適切な管理監督をしていたが、被告らと × との間
の契約内容を知ることができず、知りえなかったのだから、原告には加盟店管理義務違反はない。

なお、被告らが主張する原告の義務については、いずれも否認する。

(7) 加盟店契約の申込、面談

原告は、平成10年6月上旬に、× から加盟店契約の申込を受け、同月3日に × の代表者に電話し、申込内容及び申込意思を確認した。その後、原告は、× を訪問し、面談の上、×

から加盟店申込書、商業登記簿謄本及び印鑑登録証明書（法人用及び代表者用）を徴収し、× が実在する法人で、加盟店契約及びその連帯保証契約の申込書が真正に成立していることを確認した。面談の際、原告担当者は、パンフレットを徴収し、内容を確認したほか、

× で販売するアートフラワーを現認した。

(4) 加盟店審査

原告は、× 代表者との面談後、原告の支店や本店において徴収した書面に基づく以下の審査を行い、平成10年7月17日、

× との間で加盟店契約を締結した。

a × iの会社概要

原告は、× の設立が昭和51年であり、20年以上存続する会社であることを把握したほか、× が、平成10年1月29日、原告のクレジットを利用して他の加盟店から商品を購入しており、当該クレジット契約締結時の与信調査結果及びクレジット代金

の返済状況を調査したところ、立替金の支払遅滞もなく、特に異常な点は見られなかったことから、×の経営内容、信用状態は問題ないと判断した。

なお、加盟店契約書には、×は、代理店を150店有する旨の記載があるが、原告は、×の説明から、当該記載は×代表者の直属の弟子が150名いるとの趣旨であり、それらの弟子が販売すると理解した。

b ×の取扱商品、販売方法

×の販売商品は、アートフラワー及び浄水器であったが、浄水器については、従前からこれを取り扱う加盟店があり、原告は、納品は確実であると判断した。

アートフラワーについては、これを取り扱う加盟店がなかったもので、どのような商品であるか確認したところ、単価10万円の造花であり、これを数個セットとして、×の弟子を中心に店舗販売または通信販売で販売すると説明を受けた。原告は、アートフラワー自体は現認していたので、パンフレットによりアートフラワーのサイズや種類等を確認し、クレジットを組む商品として問題ないと判断した。

c ×の取引条件

加盟店契約書の取扱条件欄記載の取扱金額は、当該金額での契約が多いとの予測に基づき記載されるものであり、当該金額を越える立替払契約の申込を拒否する趣旨で記載するものではない。

d 他の信販会社との加盟店契約の有無

加盟店契約書には、×が加盟している他の信販会社名として、「×」との記載があるが、これは、×が原告に申告したものである。実際の加盟の有無は、仮に原告が×に確認

しても、競合他社のため回答を得られる見込みがないので、確認方法はない。

e 調査会社による X の調査及び決算書

原告は、加盟店申請会社がクレジット利用の規模が大きい会社で、信用状態に問題ないと思われる場合には、調査会社による調査までしない取扱いをしていた。

X は、この範疇に入る会社であり、 のクレジットも利用するとのことであったので、原告は、 X の顧客による原告のクレジットの利用規模は、大きくないと判断した。なお、

X は、上記のとおり信用状態に問題はなかった。したがって、原告は、 X について、調査会社による調査までは行っていない。

決算書については、加盟店契約の申込において必ず徴収する書類とはされていなかった。原告は、従前のクレジット契約締結時の与信調査結果及び立替金の返済状況から、 X の財産状態を信用したため、決算書の徴収はしていない。

(ウ) 加盟店契約締結後の X の管理

a 原告は、 X との加盟店契約締結後、 X の関係者や販売方法に問題があるとの報告を受けたことはない。

また、原告では、顧客からクレームがあれば、加盟店の調査を行うことがあるが、 X の顧客からは、 X との加盟店取引を停止する平成11年1月末日までの間、一切のクレームはなかった。

b 問題がある加盟店の場合、売上が急増もしくは激減することが多く、原告は、各加盟店の1か月間の売上をデータベース化し、売上額等に大きな変動がないか確認していた。

× については、平成10年9月から10月ころ、原告が当該データベースを確認したところ、売上額が増加していたため、原告横浜支店を通じて × の売上内容を確認した。その結果、

× の売上額増加は、× が、加盟店契約の締結当初より大きく、単価の高い（約80万円）アートフラワーも販売し始めたことに加え、キャンペーンを行っていたためであるとの説明を受けた。

原告担当者であった × (以下「Z」という。)は、× を訪問し、より大きいアートフラワーを直接確認したほか、他の加盟店においても、キャンペーン期間中は通常売上額が高額となることから、アートフラワーの単価が上がったとしても、× の売上額の増加は一時的であると考え、特に問題視しなかった。

したがって、加盟店契約の締結から取引停止までの約半年間、原告は、× が問題のある加盟店であると認識していなかった。

(エ) × との加盟店取引を停止した経緯

- a Z は、平成10年12月中旬ころ、立替払契約における電話による申込意思確認記録の中に、金がいつ振り込まれるのかとのコメントがあることを発見したが、× の販売方法が通信販売または店舗販売であるにもかかわらず、顧客に金員が支払われることに疑問を抱き、同月末に × の事務所を訪れ、販売方法等の販売実態を調査した。

Z は、同事務所内にアートフラワーが大量に陳列され、これを取り扱っていることを確認したほか、× の説明により、下位の会員を勧誘することにより紹介手数料を配当するという、連鎖販売的な商法が行われていたことを初めて把握した。

そこで、Z は、× が加盟店契約書に通信販売を行うと記入しながら連鎖販売的な商法を行っていたこと、当該商法を行うに

あたり、概要書面を作成していなかったことから、× に対し、取引の継続を認めることはできない旨伝えた。

b もっとも、原告は、顧客に商品の納入状況等を調査した上で最終的な結論を出すこととしたため、平成11年1月中旬ころ、被告× や被告× を含む、不作為に抽出した15名の顧客らに対し、システム販売や連鎖販売であるか否か、アートフラワーの引渡を受けているか否かについて、電話で確認した。その結果、全ての顧客がシステム販売や連鎖販売を否定したほか、アートフラワーの引渡を受けていないとの回答はなかった。

このように、× の説明と顧客からの調査結果に相違が見られたが、× 自身が連鎖販売的商法を行っていたことを認めていたため、原告は、同月末日、× との加盟店取引を停止した。

(オ) × のレンタル商法が発覚した経緯

原告は、平成11年6月上旬、× の顧客数名から、商品未納による立替払契約の解約申入れを受けた。そのため、原告が× の事務所を訪問したが、事務所は閉鎖され、代表者は行方不明となっていた。

そこで、原告が、× の顧客に対して聴き取り調査を行ったところ、× は、連鎖販売だけではなく、アートフラワーをレンタルして、レンタル料を顧客に配当する商法を行っていたことが判明した。

(カ) 以上のように、原告は、× に対し、行いうる適切な管理監督をしていたが、× との間の加盟店取引を停止するまでの間、被告らと× との間の契約内容の実態を知らなかったし、知りえなかった。したがって、原告には加盟店管理義務違反はないから、原告の請求が信義則に反するとはいえない。

(15) 争点(5) (被告らと X との間の契約に関する抗弁主張の信義則違反) について

ア 原告の主張

仮に、被告らが、被告らと X との間の契約に関し、X に対する抗弁を有しており、割賦販売法もしくは信義則上、これを原告に対抗できるとしても、これを原告に対して主張することは信義則に反する。

昭和59年11月26日付けの通産省(当時)の通達によれば、「その事由をもって、購入者があつせん業者に対して支払を停止することが信義に反すると認められる場合には、対抗を行うことができないと解する。」とされている(59産局第834号5(1)参照)。

被告らの大半は、社会経験を豊富に積んでいると思われる年齢及び職業に就いており、被告らと X との間で契約を締結した動機は、レンタルマージンを取得することである。しかも、被告らの中には、過去に自らがいわゆるマルチ商法に関与していた者もあり、そうであれば、X のレンタルシステムについても十分に仕組みを理解することができたはずである。そして、原告が被告らに対して行った立替払契約の申込直後の意思確認の電話においても、被告らと X との間の契約がレンタルマージン取得目的であることや、システム販売であることを述べた者は皆無である。被告らの中には、他の顧客を勧誘し、立替払契約書の「担当者」欄に氏名を連ね、紹介料を取得することを意図していた者もいる。

したがって、被告らは、X に対抗できる抗弁を有しているとしても、信義則上、これを原告に対して主張することはできない。

イ 被告らの主張

争う。

(16) 争点(6)ア (被告) について

ア 原告の主張

被告 は、平成10年11月4日、 × との間で、アートフラワー一式82万4250円の売買契約を締結し、同日、原告との間で、これについての立替払契約（手数料34万6185円、割賦代金総額117万0435円、平成10年12月27日から平成15年11月27日まで合計60回払い、以下「立替払契約46」という。）を締結し、原告は、平成10年11月16日、 × に対し、82万4250円を立替払した。

被告 は、本件約款の適用を受けるところ、前提事実(7)のとおり、催告を受けたので、期限の利益を喪失した。

被告 は、立替払契約書（甲A1の37）に自ら署名し、同被告の印鑑により押印しているから、上記立替払契約書は、同被告の意思に基づき作成されたことは明らかである。

イ 被告 の主張

立替払契約書（甲A1の37）に被告 名義の署名と印影があることは認めるが、いずれも被告 がしたものではなく、立替払契約46は同被告の意思に基づくものではない。

すなわち、被告 は、被告 から、造花の作業所を作るので、その工事をして欲しいが、そのためには × の会員にならないといけないなどと言われたため、預金口座の番号を教えたことがあるにすぎない。被告 は、 × との間で締結されたとする契約の内容を知らないものであるから、立替払契約46を締結する意思はないことが明らかである。

したがって、立替払契約46は、成立していない。

ウ 原告の再反論

立替払契約書（甲A1の37）には、被告 の氏名以外に、生年月日や住所、同被告が連絡先としている友人の電話番号、勤務先が正確に記載されているが、これらの個人情報を第三者が正確に把握し、記載することは考えられない。

上記契約書上の被告 名義の印影についても、同被告は、この印影が
顕出された印鑑につき、当時所持していたことを明確に否定していないし、
同被告の本人尋問の際の宣誓書に押印された印影と極めて酷似しているか
ら、同被告の所持する印鑑で押印された可能性が高い。なお、被告 は、
実印の所在について、曖昧な供述に終始している。

上記契約書の「お支払口座」欄に記載された、被告 名義の 銀行
(当時) 支店の預金口座からは、数回にわたって立替払契約上の
割賦金が引き落とされているが、同被告は、この間、原告に対して何ら苦
情等を申し入れていない。なお、上記口座については、預金口座の開設に
は本人名義の印鑑や本人の生年月日等の情報が必要であり、本人以外の者
が開設することは困難である上、同被告は、上記支店に預金口座を保有し
ていること自体は認めていることに鑑みれば、上記口座は同被告のもので
ある。

平成11年3月10日及び同年4月10日には、原告が被告 に宛て
て送付した立替払契約の割賦金の振込用紙を用いて、コンビニエンススト
アから振込がされているところ、第三者が同被告の住所から上記用紙を持
ち出し、割賦金の支払をすることは不自然というほかないから、上記振込
は、同被告自らが行ったというべきである。

原告は、平成10年11月4日午前9時ころ、上記契約書に記載された
電話番号に宛てて電話しているが、上記契約書上、被告 本人が応答し
たことが記載されている。その際、原告の担当者は、電話の応答者に対し、
本人確認のため、生年月日を確認し、回答を得ているが、第三者がわざ
わざ同被告の生年月日を記憶しておく合理的な理由がないから、この応答
者は、同被告以外に考えられない。同被告は、印鑑証明を取得する場合に備
え、友人が全員生年月日を知っているなどと主張するが、その場合でも委
任状を作成するのが通常であるから、生年月日を記憶する必要がなく、不

合理である。

被告 は、上記の電話について、仮に同被告宛てに電話がされていたとしても、同被告ではなく、同被告の知人が受けたものであると主張する。上記契約書（甲A1の37）に記載された電話番号は、被告 の隣人の住人のものとされるが、そうであったとしても、上記住人が、同被告宛ての電話をあえて同被告以外の第三者に取り次ぐことなど考えられず、不合理である。

(17) 争点(6)イ（被告 ）について

ア 原告の主張

被告 は、平成11年1月19日、 × との間で、アートフラワー一式82万4250円の売買契約を締結し、同日、原告との間で、これについての立替払契約（手数料34万6185円、割賦代金総額117万0435円、平成11年2月27日から平成16年1月27日まで合計60回払い、以下「立替払契約17」という。）を締結し、原告は、平成11年1月25日、 × に対し、82万4250円を立替払した。

被告 は、本件約款の適用を受けるところ、前提事実(7)のとおり、催告を受けたので、期限の利益を喪失した。

被告 は、立替払契約書（甲A1の5、8）に自ら署名し、同被告の印鑑により押印しているから、立替払契約17が同被告の意思に基づき作成されたことは明らかである。

イ 被告 の主張

原告の主張は否認する。被告 名義の立替払契約書（甲A1の5、8）は、同被告の兄である被告兼②事件被告 が、被告 に無断で同被告名義の署名をし、押印したものである。このことは、被告兼②事件被告 自身が認めている。

(18) 争点(6)ウ（被告 ）について

ア 被告 の主張

被告 は、 × との間の契約の目的物たるアートフラワーを受け取っていないから、それを受け取るまで、割賦金の支払を停止する。

イ 原告の主張

被告 の主張を否認する。

(19) 争点(6)エ (被告兼②事件被告) について

ア 原告の主張

被告兼②事件被告 は、平成10年12月17日ころ、被告 と共謀し、被告 の名義を借りて、 × からアートフラワー一式を代金82万4250円(消費税込み)で購入した旨の立替払契約書(甲A1の5,8)を作成して、原告に立替払契約17を申し込み、原告をして、被告 が商品購入及び支払継続の意思を有していると誤信させ、 × に対し、平成11年1月25日に上記代金額を立替払させた。これは、原告に対する共同不法行為である。

仮に、被告兼②事件被告 に上記不法行為が成立しないとしても、被告兼②事件被告 は、被告 の名義を無断で使用して同被告名義の立替払契約17を申し込み、原告をして、同被告との間で立替払契約17を締結したものと誤信させて立替払させたのであるから、いずれにしても不法行為が成立する。

イ 被告兼②事件被告 の主張

被告兼②事件被告 が、被告 と共謀して同被告の名義を借りたとの点は争うが、同被告の了解を得ずに名義を借りたことは認める。これが不法行為にあたるとの点は争う。

仮に、被告兼②事件被告 が被告 の名義を無断で借りたことが不法行為にあたるとしても、原告は、上記のとおり、 × の商法の実態を把握していながら、これを黙認し、いわば × の詐欺行為を

・デザイン・運動等の用具の販売，宣伝・広告の代行，生命保険の募集に関する業務等を加えた。

その後， X は，本店を

，そして，同所から

に再度移転した後，平

成8年3月25日，

に移転した。平成8

年当時の代表取締役は， Y であり，監査役は， W であった。

本件当時，実質的な会社運営の実権，経理，財務は， W が支配しており，従業員は，5名であった。なお， Y と W は，内縁関係にあった。

(2) X の商法について

X は，本件当時，会員を募り，会員に対して 流華道（家元）の教授，アートフラワー，花器等の販売を行うとともに，会員に売却したアートフラワーについて，会員から委託を受けて第三者にレンタルし，会員に対してレンタルマージンを支払う事業を行っていた。

X が，「 クラブ」の会員になることを勧誘した際に，口頭もしくはパンフレット（乙2，4）を配布して説明した内容は，次のとおりである。

ア クラブ事業説明書（乙4）に記載された の会社概要のうち，昭和62年1月以降の記載は，次のとおりである。

昭和62年1月 流関東地区の教塾活動の企画開発を担当，東京23区の教塾運営の指導に着手

平成元年2月教塾活動の合理化を提案，企画実行にともない，フラワーレンタル事業を実施する。

平成7年2月 流家元監修による 流F.P（フラワープロデューサー）ビジネスを拡大化し，フラワー媒体による宣伝スポンサー活動を実施

する。

平成8年2月大手企業とのタイアップによるフラワー媒体による販売促進を行い実績を上げる。

平成9年1月株式会社 (払込資本金1億円, 授權資本金4億円) と提携し, フラワーレンタルの合理化を計る。

平成9年11月 クラブのフラワーレンタル・リース活動を開始する。現在に至る。

平成10年1月株式会社 との販売提携により, 商品の販売に着手する。

イ 「クラブ」の会員になると, アートフラワーを株式会社を通じて第三者にレンタルし, レンタルマージンを受けることができる。

アートフラワーは, 会員が直接引渡を受けることを要求した場合を除き, 所定のシルクフラワー及び 口数に応じたアートフラワーの全てを X が管理し, 株式会社 を介して, もしくは X が直接に, 飲食店等にレンタルし, 会員に対し, 会員の種別に応じたレンタルマージンが月々支払われる。

ウ 「クラブ」は, 本部のもとに, 販社, G. P (ゼネラルプロデューサー, 代理店), C. P (チーフプロデューサー, 代行店), S. P (サブプロデューサー, 特約店), F. P (フラワープロデューサー, 取次店) と系列化され, F. Pのもとに一般会員が位置づけられる。

エ G. Pほかの会員の資格条件は, 以下の4種類に定められており, それぞれ所定の代金を支払うこととされている。なお, 1口の購入代金には, アートフラワー2個の代金が含まれている。

(ア) G. P (ゼネラルプロデューサー, 代理店)

登録料 20万円

購入代 (15口)	34万5000円
シルクフラワー代 (20個分)	9万円
研修費 (アートフラワーの講師免状取得)	15万円
消費税	3万9250円
合計	82万4250円
(イ) C. P. (チーフプロデューサー, 代行店)	
登録料	10万円
購入代 (10口)	23万円
シルクフラワー代 (10個分)	5万円
研修費 (アートフラワーの上級免状取得)	8万円
消費税	2万3000円
合計	48万3000円
(ウ) S. P. (サブプロデューサー, 特約店)	
登録料	5万円
購入代 (5口)	11万5000円
シルクフラワー代 (5個分)	3万円
消費税	9750円
合計	20万4750円
(エ) F. P. (フラワープロデューサー, 取次店)	
登録料	3万円
購入代 (3口)	6万9000円
シルクフラワー代 (3個分)	2万1000円
消費税	6000円
合計	12万6000円

オ G. Pを紹介すると1名につき15点, C. Pを紹介すると1名につき10点, S. Pを紹介すると1名につき5点, F. Pを紹介すると1名に

つき4点が与えられ、C. Pから50点でG. Pに昇格し、S. Pから30点でC. Pに昇格し、F. Pから15点でS. Pに昇格する。

カ 「 クラブ」の会員が、他の者を紹介して会員とした場合には、
X は、当該会員に対し、以下の紹介手数料を支払うほか、一定の条件を満たした場合は、さらに一定のマージンが支払われる。

(7) G. Pが紹介した場合

G. P 1名を紹介した場合	12万円
C. P 1名を紹介した場合	6万円
S. P 1名を紹介した場合	3万円
F. P 1名を紹介した場合	2万円

(4) C. Pが紹介した場合

G. P 1名を紹介した場合	11万円
C. P 1名を紹介した場合	5万5000円
S. P 1名を紹介した場合	2万7000円
F. P 1名を紹介した場合	1万8500円

(7) S. Pが紹介した場合

G. P 1名を紹介した場合	9万円
C. P 1名を紹介した場合	4万5000円
S. P 1名を紹介した場合	2万2000円
F. P 1名を紹介した場合	1万5000円

(5) F. Pが紹介した場合

G. P 1名を紹介した場合	6万円
C. P 1名を紹介した場合	3万円
S. P 1名を紹介した場合	1万5000円
F. P 1名を紹介した場合	1万円

キ クラブ事業説明書(乙4)によれば、G. P資格の場合、資

格取得のためのローンの支払が4か月で7万8435円であるのに対し、15口についての4か月間のアートフラワーのレンタルマージンが20万4000円となり、12万5565円の差額が手取りとなり、1年間では37万7565円が手取りとなり、6年後には、392万9565円の手取りとなること、G. P資格のある者がレンタル加盟金10万円を支払って、アートフラワー300個の貸出を受け、1か月にそれを単価5000円で直接レンタルするとともにG. P1名を紹介すると、1か月で88万5000円、1年間で1123万2000円、6年間で6882万円の収入となり、1年間の平均収入が1147万円となる旨の記載がある。

(3) 説明会等

× は、 所在の事務所において、新規会員向けの説明会を開催し、この会への参加者に対し、上記(2)の説明を行うなどして、「クラブ」への入会を勧誘した。この説明会には、 Y や V など、× の幹部が出席していた。

また、 × は、上記事務所において、アートフラワーの講習を行い、実際に Y が直接指導することもあったほか、種々のアートフラワーを事務所内に展示していた。上記講習においては、毎回、材料費として、おおむね3000円から5000円程度の金員を参加者から徴収していた。

× は、平成11年1月 において、新年会を開催したほか、同年3月、 市民ホール、 県労働会館、 区総合区民会館、 区立勤労福祉会館において、新規会員向けの説明会及び会員のための講習会を開催した。

(4) 被告らと × との契約の締結

原告は、平成10年7月17日、 × との間で、加盟店契約を締結し、「 流ショッピングクレジットお申込書」(乙3)を作成し、交付した。

原告と新規会員が立替払契約を締結する際には、新規会員は、「流シヨッピングクレジットお申込書」を使用して申込を行った。

× は、新規会員との間で「クラブ」への入会契約を締結する場合、「クラブお申込書」を利用し、本件においても、同申込書を利用して契約を締結した者もいたが、同申込書を利用せず、立替払契約書への記入により上記申込書の代用としている者もいた。

被告ら（被告、同を除く。）は、平成10年9月から平成11年1月までの間に、× と会員契約を締結し、原告との間で、立替払契約を締結した。

(5) × 代表者らの失踪

W 及び Y らは、平成11年6月3日、従業員らに対し、書き置きと現金約2500万円とを残して、突然行方をくらました。

残された従業員は、同日、弁護士（以下「弁護士」という。）に相談し、× にかかる事情について説明した。相談を受けた

弁護士は、直ちに調査を開始するとともに、同月8日、実態調査と従業員から事情聴取をする目的で × 事務所を訪れたところ、事態を知った債権者及び会員ら多数が詰めかけ、説明を求めるなどしていたので、従業員から相談を受けている弁護士として、× の代表者 Y 及び監査役 W

が、× の経営に行き詰まり、同月3日から行方不明であること、上記兩名が、代表印、銀行印及び通帳等を持ち出した模様で、× 事務所には見あたらないこと、× として支払うべき債務借入等が2000万円強あること、主たる業務であるアートフラワーのレンタルについては標榜するだけであって実際はほとんど行われていない形跡であること、金庫には現金約2500万円が残されていることなどを説明した。

(6) 被告らが × から受領した配当等の金額

被告らが × から受領した金員は、以下のとおりである。

ア B型被告ら

- (ア) 被告 (乙A4) 平成11年1月7日 5万9265円
 同年5月7日 7万9265円
- (イ) 被告 (乙A5) 平成10年11月6日 13万4265円
- (ロ) 被告 (乙A29) 受領金額, 日時は不明だが, 一度だけ受領。
- (ハ) 被告 (乙A35) 一度だけ, 7万円から8万円を受領。
- (ニ) 被告 (乙A36) 1, 2回ほど, 2万円から3万円を受領。
- (ホ) 被告 (乙B2) 受領日時, 金額不明, 割賦金支払に充当。
- (ヘ) 被告 (乙B3) 受領日時, 金額不明, 割賦金支払に充当。
- (ト) 被告 (乙B13) 受領日時, 金額不明, 割賦金支払に充当。
- (チ) 被告 (乙B15) 平成11年3月8日 7万9265円
 同年4月7日 6万3265円
- (リ) 被告 (乙B16) 平成10年9月10日 10万4265円
 同年10月7日 5万9265円
 同年12月7日 38万9265円
 平成11年1月7日 77万9265円
 同年2月9日 5万9265円
 同年4月7日 21万2265円
 同年5月7日 21万2265円
- (ヲ) 被告 (乙B17) 受領日時, 金額不明, 割賦金支払に充当。
- (ヰ) 被告 (乙B23) 受領日時, 金額不明, 割賦金支払に充当。
- (ヱ) 被告 (乙B26) 受領日時, 金額不明, 割賦金支払に充当。
- (セ) 被告 (乙C1の5) 受領日時, 金額不明, 金銭は受領した。
- (ソ) 被告 (乙B19) 平成10年12月7日 5万9265円
 平成11年2月9日 19万4265円
 同年4月7日 7万9265円

	同年5月7日	6万7265円
(夕) 被告	(乙B34) 受領日時は不明	5万9265円
イ C型被告ら		
(ア) 被告	(乙B7) 平成10年11月	1万9800円
	同年12月	1万9400円
	平成11年1月	1万9400円
(イ) 被告	(乙B20) 平成10年11月及び平成11年3月	
		合計27万8530円
(ウ) 被告	(乙B21) 受領日時は不明	2万4000円ほど。
(エ) 被告	(乙B22) 受領日時は不明	2万4000円ほど。
(オ) 被告	(乙B29) 平成11年3月8日	5万3000円
(カ) 被告	(乙B31) 平成11年1月7日	5万9265円
(キ) 被告	(乙B33) 受領日時は不明	2万4000円ほど。
(ク) 被告	(乙B38) 平成10年10月7日	5万9265円
	同年11月6日	18万5265円
	平成11年2月9日	9万9265円
	同年3月8日	5万9265円
(ケ) 被告	(乙D1) 平成11年2月9日	19万4265円
	同年3月8日	265円
ウ 被告	(乙A39) 受領金額, 日時は不明だが, 一度だけ受領。	

(7) アートフラワーの交付

被告 は, × から, 平成11年4月26日にアートフラワー (特Aサイズ) 5個, 同年5月25日にアートフラワー (特Aサイズ) 7個をそれぞれ受け取った。他方, 同被告以外で, × からアートフラワーを実際に受領した被告はいない。

(8) × の取引実態と原告による監視監督状況

ア 原告においては、加盟店申請会社が原告の支店に対して加盟店契約の申込を行い、同支店における決裁を経て、原告本社に対して同契約の申請が行われ、本社リスクマネジメント部において、加盟店新規審査の上、決裁がされることにより、加盟店契約が成立する。

平成10年7月から平成11年6月ころにかけて、原告が管理していた加盟店は、約2500店ほどであり、原告が受けていた毎月の加盟店申込件数は、約200件ほどである。

原告においては、加盟店契約において、取引条件として、取扱金額を記載させることとなっているが、これは、あくまで当該金額における立替払取引が最も多いという目安を示すものであり、取扱金額を超える場合の立替払契約の申込を必ずしも拒絶することはない。

イ × は、平成10年6月15日付けで、原告に対し、加盟店契約書(甲1)を提出した。同契約書には、×の代表者がYとされ、法人設立日は昭和51年3月5日、資本金が3000万円、従業員数が15名、代理店店舗が150店、年商が2億5000万円、月商がクレジットで600万円、業種がアートフラワー、販売方法が通信販売、取扱商品としては、アートフラワーと浄水器、支払先が本社(親)払い、支払方法が現金(口座送金)、×が加盟している他の信販会社として、

があること、取扱条件として、取扱金額が5万円以上50万円以下、最低割賦金が月額5000円以上などと記載されているほか、×の実印による印影がある。

なお、原告における加盟店申込書は、4枚複写式であり、上から3枚が加盟店の控え、原告本社における入力用及び原告支店の控えである。4枚目は、原告保管用の加盟店契約書(甲1)となる。

ウ 原告横浜支店のIは、平成10年6月3日午後3時ころ、×に対して電話し、Yに対し、×の加盟店に係る申込の調査を行った。

Ｙは、上記Ⅰに対し、加盟店契約書の内容と一致する内容を回答し、申込意思がある旨回答したほか、アートフラワーと浄水器を流華道教室の生徒を中心に販売する、クレジットの月商額が600万円程度であるが、現在は1000万円近くになっていく旨回答した。

エ 上記Ⅰは、その後、×を訪ね、Ｙと面談した上、×から、商業登記簿謄本（甲5）、印鑑登録証明書（法人用が甲6の1、代表者用が甲6の2）及び×のパンフレット（甲2及び7）を徴収した。

上記の面談においては、上記Ⅰは、×で販売されているアートフラワーを現認したほか、Ｙから、アートフラワーは流の弟子を中心に販売され、それが代理店150店の趣旨であるなどという説明を受けた。

オ 上記Ⅰは、上記エの書面に基づいて加盟審査を行った。

上記エは、×は、法人設立が昭和51年であり、20年以上経営を継続していた会社であること、×は、上記加盟店契約の申込の4か月ほど前である平成10年1月29日、原告に対し、法人として原告のクレジットを利用し、他の加盟店からの商品を購入していたため、上記クレジット契約締結時の与信調査結果及び割賦金の返済状況を確認するなどして、×の信用状態を確認したところ、返済の遅滞はなく、特に異常な点はうかがわれなかったため、×の信用状態に問題はないと判断した。

上記Ⅰは、×の販売商品がアートフラワー及び浄水器とされていたところ、浄水器については、以前からこれを取り扱う加盟店を原告が有していたことから、納品が確実であると判断した。

上記加盟店契約書には、×は、加盟している他の信販会社として、
があるとの記載があるが、これはあくまで×が申告したものであるから、上記Ⅰは、実際の加盟の有無について、
に確認

しなかった。

原告においては、原告のクレジットの利用規模がそれほど大きくない会社で、信用状態に問題がないと思われる場合、調査会社の調査までは行っていないところ、 \times については、クレジットの月商額が600万円とされ、かつ、 \times のクレジットも利用するとのことであったため、

\times の顧客による原告のクレジットの利用額は、それほど大きくないと判断した。また、原告は、上記審査の結果、 \times の信用状態に問題がないと判断していたため、調査会社による調査までは行っていない。

また、原告においては、決算書については、財務内容や経営内容等、審査判断において必要な情報が欠落している場合などには徴収することがあるが、それ以外の場合は、必ずしも徴収する取扱いとされていない。そのため、上記 I は、 \times に対し、決算書を提出するよう求めている。カ 上記 I の決裁の後、原告横浜支店長であった M は、上記オと同様の手順で上記加盟店契約の審査を行い、上記同様にこれを決裁した。

さらに、原告本社においては、リスクマネージャー部の Z が上記オと同様の手順で上記加盟店契約の審査を行った。 Z は、上記加盟店契約書に、 \times の代理店が150店と記載されていたことから、上記 M に確認をしたところ、これは、 Y の直属の弟子が150名であり、この弟子が販売する趣旨であるなどと説明を受けた。また、 Z は、取扱商品であるアートフラワーについては、原告において従前に取り扱ったことがなかったため、上記 M に対し、どのような商品であるか確認したところ、単価が10万円の造花であり、これを数個セットとして、店舗販売もしくは通信販売によって販売されるとの説明を受けた。なお、 Z は、パンフレットを見て、アートフラワーの大きさや種類等を確認したほか、上記 I がアートフラワーを現認していたことから、クレジットの対象商品として問題がないと判断した。

そして、Ｚは、同年7月16日、上記加盟店契約の決裁を行い、同月17日、原告と×との間で、加盟店契約が成立した。

キ　Ｚは、同年9月から10月ころ、各加盟店の1か月の売上に関するデータベースにより、×の売上額を確認したところ、これが増加していることが判明した。そこで、Ｚは、上記Mに対し、×の売上内容を確認したところ、上記Mは、増加の理由につき、×が加盟店契約締結時より大型で、約80万円という高額な単価のアートフラワーも販売するようになった上、×がキャンペーンを行っていたためである旨回答した。

そこで、上記Iは、×を訪ねたところ、加盟店契約締結時より大型のアートフラワーを現認した。また、他の原告の加盟店においても、キャンペーン実施期間中は売上高が高額となることが通常であったため、

Ｚは、×の売上高の増加は一時的であると判断した。

ク　Ｚは、同年12月中旬ころ、立替払契約書における契約内容を確認していたところ、1人の顧客に対する契約書における電話確認記録に、当該顧客から、「お金はいつ頃入るのですか。」との質問を受けたと記載されているのを発見した。また、Ｚが、×に関する売上高のデータベースを確認したところ、×の売上高は減少していなかったことが判明した。

そこで、Ｚは、×の取引内容に疑問を抱き、同年12月下旬、上記Mとともに、×の販売方法等の販売実態を調査すべく、

×の事務所を訪ね、Ｙ及び×専務取締役のW（以下「
」という。）と面談した。Ｚは、Ｙに対し、×がどのような販売方法を採用しているか尋ねたところ、Wは、×では、下位の会員を勧誘することにより紹介者に対し紹介手数料を支払う取引システムを採用している旨回答し、資料を提示した。さらにＺは、上記のような取引

システムを採るにあたり、概要書面を作成しているか尋ねたところ、Wは、そのような書面は作成していない旨回答した。

そのため、Zは、Yらに対し、加盟店契約書の記載と異なり、上記のようなシステム販売的な商法を行っていた上、これに関して概要書面を作成していないことから、加盟店契約の継続を認めることはできない旨伝えた。

その後、原告は、Xの販売実態を調査すべく、顧客15名（被告、被告を含む。）を無作為に抽出して各人に電話をしたところ、全員がアートフラワーを受領している旨回答し、Xの取引システムがシステム販売的なものであると回答した者はいなかった。しかし、X自身がシステム販売的な取引システムを採っていることを認め、資料も見せられていた上、上記の取引システムを採るにあたり、概要書面を作成していなかったことから、原告は、平成11年1月末日、Xとの加盟店取引を停止した。

ケ原告は、同年6月上旬、Xの顧客数名から、アートフラワーが納品されないことを理由に、立替払契約の解約の申入れを受けた。そこで、原告支店担当者が、Xの事務所を訪ねたところ、同事務所が閉鎖され、Yが行方不明となっていることが判明した。

2 争点(6)ア（立替払契約46の成否）について

(1) 原告は、被告との間で立替払契約46が成立したと主張し、証拠（甲A1の37）を提出するので、以下、甲A1の37の真正な成立について検討する。

(2) 証拠（甲A1の37、20、乙A25、被告）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 立替払契約書（甲A1の37）の「ご契約者」欄には、被告の氏名のほか、生年月日、住所、勤務先が記載されているほか、同被告が連絡先

としていた隣人宅の電話番号が、「商品（役務）名・型式」「数量」「金額（円）」欄には、「アートフラワー一式、82万4250円」とそれぞれ記載されている。

イ 立替払契約書（甲A1の37）の「ご契約者」欄の氏名の右には、被告名義の押印がされている。

ウ 立替払契約書（甲A1の37）の「お支払口座」欄に記載された預金口座は、被告名義のものである。同口座からは、数回にわたり、立替払契約における割賦金の引落しがされている。被告は、これについて、金融機関に抗議等をした形跡がない。

エ 被告は、原告が平成11年3月10日及び同年4月10日に同被告に宛てて送付した、立替払契約46の割賦金の振込用紙（甲21の1及び2と同様のもの）を用い、コンビニエンスストアから、それぞれ割賦金の支払をした。

オ 原告が、平成10年11月4日午前9時ころ、立替払契約書（甲A1の37）に記載された電話番号に電話をしたところ、電話に応答した者は、立替払契約46を締結したことを認める旨の回答をしている。

(3) 以上の認定事実をもとに検討すると、立替払契約書（甲A1の37）には、被告の署名のみならず、生年月日や勤務先などといった、同被告の個人情報というべき記載があるが、通常、家族等の関係にない者がこのような他人の個人情報を正確に記憶しているとは認めがたいことから、これらの記載は、被告自らが記載したものと推認されること、被告は、立替払契約46の締結当時、立替払契約書（甲A1の37）上の印影に合致する印鑑について、これを所持していたことを認めてはいないが、他方、所持を明確に否定していないことから、上記印影は、被告が所持していた印鑑により顕出された可能性があること、割賦金の支払口座として立替払契約書に記載された預金口座は、被告のものであるところ、同口座から、立替払契

約46に基づく割賦金が引き落とされており、被告は、これについて何ら抗議等をしていないが、仮に被告が立替払契約46の当事者でなければ、引落しを防止する措置を講じて然るべきであること、被告は、原告から送付された振込用紙を用いて、コンビニエンスストアにおいて割賦金を支払っているが、立替払契約の当事者でない者が、このような支払をするとは通常考えられないこと、立替払契約書に記載された電話番号は、原告の隣人宅の電話番号であるところ、原告が平成10年11月4日に立替払契約書(甲A1の37)上の電話番号に電話をした際、これに応答した者がいるが、隣人宅の居住者が、被告宛てにかけられた電話につき、同被告に無断で、同被告以外の者に電話を取り次ぐことは考えにくく、同被告が上記電話に回答した可能性が高いこと、上記電話に回答した者は、原告に対し、立替払契約46の成立を認める旨の回答をしていることなどの事情が認められる。

また、証拠(乙A25)には、被告は、被告からXの会員になるよう勧められ、これを承諾した旨記載があるほか、被告は、被告が仕事を紹介するとの条件付きであったなどとしながらも、Xの会員になること自体はかまわない旨供述しているから、立替払契約46の締結自体は容認していることがうかがわれる。

これらの事情を総合すれば、被告は、立替払契約書(甲A1の37)に署名押印したと認めるのが相当であり、そうであれば、被告は、平成10年10月26日、Xとの間で、G.P会員契約を締結し、同年11月4日ころ、原告との間で、立替払契約46を締結したと認めるのが相当である。

- (4) 被告は、上記署名押印について、いずれも同被告がしたものではなく、立替払契約46は、無効である旨主張し、同旨の陳述記載をする(乙A25)ほか、これに沿った供述をする。

しかし、陳述記載及び供述内容をみると、被告は、生年月日や住所、

電話番号、勤務先など、記載内容は全て正しいなどとし、印影についても、当時同被告が所持していた印鑑による印影と似ている旨供述しながら、印鑑の所持自体や、保管場所については、曖昧な供述をしている上、上記の認定事実及び説示に照らせば、被告の陳述記載及び供述は、いずれも不自然不合理な点があるというほかない。また、被告は、立替払契約書（甲A1の37）に記載された勤務先が事実と異なる旨陳述記載していながら、他方、工務店名が正しいと供述するなど、矛盾したことを述べている。

以上によれば、被告の上記陳述記載及び供述は、いずれも採用することができない。

(5) 以上の検討結果によれば、被告は、原告との間で立替払契約46を締結したと認められる。

3 争点(6)イ（立替払契約17の成否）について

原告は、被告との間で、立替払契約17を締結した旨主張し、甲A1の5及び8を提出する。

確かに、甲A1の5及び8には、被告名義の署名があり、同人のものとうかがわれる印鑑による印影があるが、他方、証拠（乙A3、16、被告兼②事件被告）によれば、甲A1の5及び8の被告名義の署名押印は、いずれも被告兼②事件被告がしたものであることが認められる（なお、乙A15は、乙A3と重複するから、採用しない。）。

そうすると、甲A1の5及び8は、被告の意思に基づき作成されたものということとはできないから、これをもって原告と被告との間で立替払契約17が成立したということとはできず、他に、これを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の被告に対する①事件にかかる請求は、理由がない。

4 争点(1)（被告ら（ を除く。）と × との間の契約内容及び原告との間の立替払契約の対象）について

(1) 被告らと × との間の契約内容

1の認定事実によれば、× は、消費者に対し、 会員として、G. P, C. P, S. P, F. Pの4種類の会員の資格条件を示して募集し、消費者は、種々の経路からの情報に基づいて契約するにしても、

× の示した資格条件の範囲内で、これを選択して会員となる契約に応じたのであるから、被告らが締結した契約は、上記4種類のいずれかの会員資格を得るための契約であったと解するのが相当である。

上記4種の会員資格の内容としては、a × からアートフラワーを買い受けることを内容とする売買契約部分、b アートフラワーの作り方、生け方について教授を受け、講師免状（G. P会員の場合）又は上級免状（C. P会員の場合）を取得することを内容とする役務提供契約部分、c 「

クラブ」口数取得部分（その中には、アートフラワー取得部分、アートフラワーの賃貸の委託部分及びレンタルマージンの支払約束部分が含まれる。）とから構成される。「 × クラブ」口数は、アートフラワーの

レンタルマージンの算定基礎として使用されるものである。以上の売買契約部分、役務提供契約部分及び「 × クラブ」口数取得部分が一体となった会員契約を締結していることが、新規会員の紹介に伴う紹介料取得の条件であること、売買契約によって取得したアートフラワー（シルクフラワー）もレンタルに回すことが予定されていたことなどに照らせば、上記の構成部分が別個独立の存在ではなく、いわば有機的一体関係にあるものというべきである。× が配布したパンフレット（乙4）には、各要素ごとの代金額が明らかにされているが、合計額の算定根拠を説明することに意味があり、会員契約においては、各契約部分が独立した関係にあることを示すものではないと解するのが相当である。

被告 × は、× との間でG. P会員契約を締結した旨主張するが、証拠（甲B1の24、乙B37、被告 × ）によれば、被告 ×

は、× との間で、26万5640円を代金とする契約を締結したことが認められ、これと1の認定事実によれば、被告は、C. P会員契約中、「クラブ」口数取得部分に限定された契約を締結したか、S. P会員契約を締結したものと推認される。

(2) 被告らと原告との間の立替払契約の対象

1の認定事実のとおり、原告は、× から、アートフラワーの通信販売または店舗販売を対象として、原告のクレジットを使用したいとの申入れを受けて、× との間で加盟店契約を締結したこと、被告らは、原告との間で立替払契約を締結した際、「流ショッピングクレジットお申込書」にアートフラワー一式等の売買契約である旨を記載したことが認められる。その記載に照らせば、上記立替払契約においては、被告らと× との間の会員契約のうち、アートフラワー（シルクフラワー）の売買契約部分及び「クラブ」口数取得部分のうちのアートフラワー取得部分のみが、立替払契約の対象とされたと認めるのが相当であるが、上記会員契約は、アートフラワーの売買契約部分、役務提供契約部分及び「クラブ」口数取得部分が一体となった契約であるから、アートフラワーの売買契約部分及び「クラブ」口数取得部分のうちのアートフラワー取得部分の効力は、会員契約全体の効力と同一になるというべきである。

被告については、同被告がS. P会員契約を締結した場合には、アートフラワー（シルクフラワー10個）の売買契約部分及び「クラブ」口数取得部分のうちのアートフラワー取得部分が立替払契約の対象となっていたというべきであり、同被告がC. P会員契約中、「クラブ」口数取得部分に限定された契約を締結した場合には、その中のアートフラワー取得部分が立替払契約の対象となっていたと認めるのが相当である。そして、その部分の効力は、「クラブ」口数取得部分の効力と同一になるというべきである。

5 争点(2)イ(公序良俗違反)について

4で検討したとおり、被告ら(被告 を除く。)が締結した契約は、上記4種類のいずれかの会員資格を得るための会員契約であり、いずれの会員契約にあっても、本来、× は、会員である被告らに所定のアートフラワーを交付すべき義務があるところ、市所在の事務所でアートフラワーの講習会が開かれた際、アートフラワーが展示されていたこと、被告 にはアートフラワー12個が引き渡されたこと、被告 が× の事務所に講習を受けるために赴いた際、事務所のある建物の3階の倉庫のような部屋にアートフラワーが保管されていたのを見たこと、原告の従業員らが×を訪れ、アートフラワーの実物を見ていることなどが認められるが、他方、1の認定事実のとおり、被告 以外の被告には、アートフラワーが全く引き渡されておらず、大量のアートフラワーを製造することのできる工場などの存在が認められないのであって、こうした事実を照らせば、× は、初めから契約どおりにアートフラワーを引き渡せる供給能力及びアートフラワーを引き渡す意思を有していなかったと推認するのが相当である。

また、Y は、流華道の家元と称し、講習会等を開催していたことは認められるものの、被告らの中に、原告またはY からアートフラワーの免状を授与された者はいないことやその商法に照らせば、× は、初めから契約どおりにアートフラワーの免状を授与する意思がなかったと推認するのが相当である。

さらに、× は、「 クラブ」によるレンタル組織を構築していると標榜していたが、アートフラワーのレンタルを業とする株式会社

に具体的なレンタル先があったとかアートフラワーを現に納入し、レンタル収入を上げたとの証拠はなく、会員に対し契約どおりにレンタルマージンを支払うことのできるレンタル業を現に営んでいたことを示す証拠はまったく提出されていないこと、1の認定事実のとおり、× の代表者らが行方

をくらました後に従業員から相談を受けて調査に当たった。弁護士が、

× の主たる業務であるアートフラワーのレンタルについて、標榜されていただけで実際はほとんど行われていなかった形跡であると説明したことなどに照らせば、被告らが × との間で会員契約を締結した当時から、株式会社

によるアートフラワーのレンタルはほとんど行われておらず、会員との契約に沿うようなアートフラワーのレンタルを行う現実的具体的な将来の計画もなかったと認めるのが相当である。

加えて、× は、直接にまたは会員を通して、新規会員を紹介して加入させれば、高額な紹介料を支払う旨の説明をして勧誘を行い、レンタルマージンに加えて相応の紹介料を受け取ることができることに関心を払わせて、会員を増やしていったが、× から会員となった被告らに対して支払われたレンタルマージン及び紹介料の原資は、会員が原告との間の立替払契約を利用するなどして支払った代金であった可能性が極めて高い。そうであるとすると、

× がレンタルマージンを支払うための資金を捻出するためには、新規会員を増やし続ける以外に方法はなく、会員を増やすことができなくなると、レンタルマージンの支給もできなくなり、やがて破綻せざるを得ない仕組みとなっている。

以上によれば × は、アートフラワーの免状授与の意思がないにもかかわらず、これがあるかのように装い、また、アートフラワーの供給能力及び供給する意思がないにもかかわらず、アートフラワーの売買を行った上、購入したアートフラワーをレンタルすることを希望する者には、それを口実にしてアートフラワーを渡さず、また、上記別会社においてアートフラワーのレンタルをほとんど行っておらず、将来も行う見込みがないにもかかわらず、「

クラブ」口数を取寄せさせてレンタルマージンの支払を約束し、そのほか、新規会員を紹介して加入させれば高額な紹介料を受け取ることができることに関心を払わせて、会員を増やし、会員が原告と立替払契約を締結して支払った

代金の一部を、レンタルマージン及び紹介料として支払って、実体の伴った契約関係が存在するかのように欺くと共に、利益を享受していたというものであって、×の商法は、計画的な詐欺行為により多数の被害者を生み出した極めて悪質なもので、自由取引の枠組みを超えた反社会性があり、×と被告らとの間の会員契約は、×のこうした商法により引き込まれ締結させられたものであり、公序良俗に違反し無効であるといわざるを得ない。

したがって、×と被告らとの間の会員契約は、前示のとおり、売買契約部分、役務提供契約部分及び「×クラブ」口数取得部分が一体となったものであるが、全体として公序良俗に反し、無効というべきである。

前示のとおり、被告×は、C. P会員契約中、「×クラブ」口数取得部分に限定された契約を締結したか、S. P会員契約を締結したものと推認され、後者であれば、他の被告らと同様に、会員契約は、全体として公序良俗に反し、無効というべきであり、前者であっても、前示の事情に照らせば、公序良俗に反し、無効というべきである。

6 争点(3)ア (アートフラワーは指定商品に該当するか) について

立替払契約について、割賦販売法30条の4第1項の適用を受けるには、立替払契約の対象となった購入契約の商品が、同法施行令に定める指定商品に該当することを要する。

割賦購入あっせん契約と商品自体の売買契約とは、別個の契約であるから、本来、後者について消費者が有する抗弁を、割賦購入あっせん業者に対して当然には主張することができないが、割賦購入あっせんにかかる売買等が消費者に対して不測の損害を及ぼすことがある点に鑑み、不当な割賦購入あっせんにかかる売買等から消費者を保護するため、割賦販売法30条の4第1項は、消費者が商品販売業者等に対して主張しうる抗弁を割賦購入あっせん業者に主張できる旨規定している。これは、創設的な規定である。

そして、私人による取引への過剰な規制を避けつつ、法の目的を達成するた

めに、規制の及ぶ範囲を取引の適正化及び購入者保護のために必要と考えられる商品に限定するという趣旨から、割賦販売法30条の4第1項は、割賦販売法施行令において定められた指定商品にかかる取引についてのみ適用される旨が規定されている。

指定商品は、定型的な条件で販売するのに適する商品であって制令に定められたものであり、アートフラワーに関係する商品としては、割賦販売法施行令別表第一に、「屋内装飾品」と規定されているだけであり、政令上具体例は規定されていないが、行政庁による解説には、その具体例について、「室内装飾品」として、「しょく台、花びん、肖像画、額縁、シルクスクリーン等」を挙げて説明がされている。

上記のとおり、具体例は、法令により規定されたものではなく、いかなるものが屋内装飾品に含まれるかは、司法判断に委ねられていると解される。そして、指定商品であるためには、定型的な条件で販売するのに適する商品であることが要件となるが、それは、一般に、いずれの購入者に対しても同様の条件で販売することのできる大量生産商品のことを意味しており、特殊の需要者に対して特別の注文生産される財貨は除外されると解されている。

証拠(乙1, 2)及び弁論の全趣旨によれば、アートフラワーは、花器(花瓶やかご)に生けるなどして、屋内装飾品として用いられるのが通常の使用方法であり、屋外に置いて直射日光や風雨にさらされることなどは予想されておらず、実際にも、Xは、アートフラワーを第三者にレンタルし、第三者において屋内装飾品として使用するものであると説明していたこと、アートフラワーには、いくつかの種類があるが、それぞれが大量生産することのできる商品であり、いずれの購入者に対しても同様の条件で販売することなどが認められる。したがって、上記別表第一に規定された「屋内装飾品」の具体例として挙げられた「室内装飾品」の中に、アートフラワーや造花は挙げられていないが、アートフラワーは、屋内で用いられる装飾品であり、定型的な条

件で販売するのに適する商品であることからすれば、「屋内装飾品」に含まれる指定商品とされるべきものであって、その売買について、割賦販売法30条の4第1項の適用を受けると解するのが相当である。

7 争点(3)イ(商行為性)について

- (1) 割賦販売法30条の4第4項2号は、商品の購入が購入者のために商行為となる指定商品に係るものについては、同法第1項は適用されない旨規定するので、被告らと X との間の契約が、商法502条1号により、被告らにとって商行為にあたるかどうかを、被告らの契約の目的のタイプ別に検討する。

はじめに、被告らと X との間に締結された契約中アートフラワーの売買契約部分等が営業としてされた賃貸目的の動産の有償取得といえるかどうかを検討し、それが肯定された場合に、 X との間の会員契約が公序良俗に違反することとの関係について検討する。

(2) A型被告ら

ア 被告

証拠(甲A1の3, 乙A2, 26, 被告)及び弁論の全趣旨によれば、被告 は、被告 とともに の勧誘を受け、被告 とともに X を訪ねて Y の説明を受け、生け花の講師免状を取得したいと考えたこと、被告 は、平成10年12月17日ころ、 X との間で、商品をアートフラワー二式、契約金額を164万8500円とする2口のG. P会員契約を締結したこと、同被告は、8回ほど X の事務所を訪ね、1回あたり3時間程度の生け花の講習を受け、 Y から実際に指導を受けたこと、同被告は、 X と会員契約を締結すれば、アートフラワー自体が送られてくると理解していたことなどが認められる。

以上の事実によれば、同被告と X との間の会員契約は、生け花の

講師免状取得のための講習の提供及びアートフラワーの売買を目的としていたと認められる。

被告 が X との間で締結したG. P会員契約は、レンタルマージンの算定基礎となる「 クラブ」口数取得部分を含んでおり、この部分を解約したり、同取得部分に伴って取得するアートフラワーを直接自分に渡すように意思表示したと認めるに足りる証拠はない。

また、被告 は、姉である被告 を勧誘しているが、生け花の講師免状取得の目的のみであれば、このような勧誘を行う必要性は余りない。1の認定事実のとおり、G. P会員が新規会員を「 クラブ」に勧誘した場合、一定額の紹介手数料が支払われることとされ、加入口数が増えれば、その分、紹介手数料が増加することを考え合わせると、被告 の勧誘は、上記の紹介手数料の取得を目的とする面を有していたと推認するのが相当である。

以上の事情を総合考慮すれば、被告 は、 X からレンタルマージンを受けることも目的として、 X との間でG. P会員契約を締結したと推認するのが相当である。

被告 は、 X と契約を締結する際、レンタルマージンを取得する目的がなかった旨の陳述記載（乙A2）を提出するほか、これに沿った供述をする。

しかし、被告 の上記陳述記載及び供述は、上記の認定に反しているし、同被告は、 X との間で2口分のG. P会員契約を締結している理由について、高校生である自らの息子にアートフラワーを作る技術を身につけさせて、教室を開設して教えれば、若い女性が集まると考えたなどと供述するが、供述内容に合理性が乏しい点がある。また、同被告は、

X の説明会において受領した封筒について、中身を確認しないまま廃棄したなどと供述するが、講師免状の取得を目的とするのであれば、講

習に関する詳細な説明書等が封入されている可能性がある以上、中身を確認せずに廃棄することは不自然である（なお、この点については、いかなる目的であったにせよ、説明会で受領した封筒を中身も確認しないまま廃棄したということ自体、不自然というほかない。）。

したがって、被告 〇の上記陳述記載及び供述は、いずれも採用することができない。

イ 被告

証拠（甲A1の11, 乙A11, 被告 〇）及び弁論の全趣旨によれば、被告 〇は、アートフラワーを作る技術を教えてくれるなどと説明を受け、生け花の講師免状を取得することを考えていたこと、同被告は、平成10年11月24日ころ、 〇 との間で、商品をアートコレクション一式、契約金額を82万4250円とするG.P会員契約を締結したこと、同被告は、 〇 との会員契約を締結すれば、アートフラワー自体も送られてくると理解していたこと、また、同被告は、4回ほど 〇 の事務所を訪れ、1回あたり2時間から3時間程度の生け花の講習を受け、 〇 からも実際に指導を受けていることなどが認められる。

以上の事実によれば、同被告と 〇 との間の会員契約は、生け花の講師免状取得のための講習の提供及びアートフラワーの売買を目的としていたと認められる。

また、1の認定事実、証拠（甲A1の9及び10, 1の26, 11, 15から19まで, 乙A12, 被告 〇）及び弁論の全趣旨によれば、被告 〇 が 〇 との間でしたG.P会員契約は、レンタルマーゲンを取得できる「 〇 クラブ」口数取得部分を含んでいること、被告 〇 は、いわゆるマルチ商法に関与したことがあり、本件の 〇 の取引システムを十分に理解していた可能性が高いこと、被告 〇 は、被告 〇, 被告 〇, 被告 〇 及び被告 〇 を勧誘し、も

しくは大阪での X の説明会に少なくとも2回出向き、 在住の者まで勧誘しており、少なくとも1名を勧誘して会員契約を締結させていることなどが認められる。

以上の事情を総合考慮すれば、被告 は、 X からレンタルマージンを受けることも目的として、 X との間で会員契約を締結したと認めるのが相当である。

被告 は、 X との間で会員契約を締結する際、レンタルマージンの配当を受ける目的はなかった旨の陳述記載（乙A11）を提出するほか、これに沿った供述をする。

しかし、被告 の上記陳述記載及び供述は、上記の説示に反しており、同被告が X の講習に4回ほど参加しているとの点を考慮しても、同被告が、生け花の講師免状の取得ということを唯一の目的としていたとは考えにくい。

したがって、被告 の上記陳述記載及び供述は、いずれも採用することができない。

ウ 被告

証拠（甲A1の21、乙A7、41、被告 ）及び弁論の全趣旨によれば、被告 は、 の勧誘を契機に、 を訪ねてパンフレットを入手するなどして、上記 らの説得により、生け花の講師免状を取得したいと考えたこと、同被告は、平成10年12月17日ころ、 X との間で、商品をアートフラワー一式、契約金額を8万2千500円とするG.P会員契約を締結したこと、同被告は、4回ほど X の事務所を訪ね、1回あたり3時間程度の生け花の講習を受け、 Yからも実際に指導を受けていること、4回目の講習の際、同被告は、 Yに対し、アートフラワーが送られてこないことを伝えたところ、 Yは、せっかくなら同被告の嗜好にあった作品を送るなどと答えたことなどが認

められる。

以上の事実によれば、同被告と × との間の会員契約は、生け花の講師免状取得のための講習の提供及びアートフラワーの売買を目的としていたと認められる。

また、1及び上記認定事実、証拠（甲A1の19、乙D1から3まで、被告 ██████████）及び弁論の全趣旨によれば、被告 が × との間で締結したG. P会員契約は、レンタルマージンを取得できる「

クラブ」口数取得部分を含んでいること、被告 は、同の紹介者となっているほか、同 ほか1名を × の説明会に勧誘し、アートフラワーのレンタルに関する話を聞かせた上、上記2名に対し、「 クラブお申込書（控）」（乙D3）に署名させていることが認められる。

上記認定事実及び1の認定事実によれば、被告 は、 × からレンタルマージンを取得することも目的として、 × との間で会員契約を締結したと認めるのが相当である。

被告 は、 × と契約を締結する際、レンタルマージンを受けるとの目的はなかった旨の陳述記載（乙A7）を提出するほか、これに沿った供述をするが、いずれも上記の説示に反しており、同被告が × の講習に4回ほど参加しているとの点を考慮しても、同被告が、生け花の講師免状の取得ということをして唯一の目的としていたと認めることはできない。

したがって、被告 の上記陳述記載及び供述は、いずれも採用することができない。

エ 被告

証拠（甲A1の29、乙A12、40、被告 ）及び弁論の全趣旨によれば、被告 は、被告 の勧誘により、当初は生け花に興味はなかったものの、 × を訪ねて Y と面談し、 Y が製造したア

ートフラワーを10点もらうことができるなどとの説明を受け、最終的に生け花の講師免状を取得することを考えたこと、同被告は、平成10年1月24日ころ、Xとの間で、商品をアートコレクション一式、契約金額を82万4250円とするG.P会員契約を締結したこと、同被告は、4回ほどXの事務所を訪ね、1回あたり3時間程度の生け花の講習を受け、Yからも実際に指導を受けていることなどが認められる。

以上の事実によれば、同被告とXとの間の契約は、生け花の講師免状取得のための講習の提供及びアートフラワーの売買を目的としていたと認められる。

また、証拠(乙A21, 24, 34)及び弁論の全趣旨によれば、被告は、G.P会員契約を締結した上、被告、同及び同を勧誘したことが認められる。

1の認定事実のとおり、G.P会員が新規会員を「クラブ」に勧誘した場合、一定額の紹介手数料が支払われることとされていることを考え合わせれば、被告の勧誘は、上記の紹介手数料の取得を目的としていた可能性が高い。

そして、G.P会員契約は、レンタルマーヅンを受けることのできる「クラブ」口数取得部分を含むことを合わせて考えると、被告は、Xからレンタルマーヅンを取得することも目的として、Xとの間で契約を締結したと認めるのが相当である。

被告は、Xと契約を締結する際、レンタルマーヅンを受ける目的はなかった旨の陳述記載(乙A12, 40)を提出するほか、これに沿った供述をする。

しかし、被告の上記陳述記載及び供述は、上記の説示に反しており、また、そもそも同被告は、被告から勧誘を受けた当初は、花には全く興味がなかったなどと供述するのであるから、このような者が、

講師免状の取得だけを目的とすること自体が不合理というほかないし、同被告は、講師免状を取得した場合の目的について、社交ダンスの生徒に対して、無料で教えるなどとしながら、アートフラワーの材料について、

× から購入することを考えていたなどと供述するなど、供述内容が曖昧であるというほかない。しかも、契約金額である82万4250円についても、Yとの間で社交ダンスを教える代わりに、生け花の講習を受講するギブアンドテイクの契約であったなどと供述しているながら、Yに対して社交ダンスを教えようともせず、もしくは同被告が生け花の講習を受講した形跡がないなど、不自然な点がある。

したがって、被告 の上記陳述記載及び供述は、いずれも採用することができない。

オ 被告

証拠（甲B1の11、乙B35）及び弁論の全趣旨によれば、被告 は、アートフラワーを作る技術を教えてくれ、アートフラワーを × で第三者にレンタルし、レンタルマーヅンを受け取れる旨の勧誘を受け、アートフラワー自体を購入し、生け花の講師免状を取得したいと考えて、同被告は、平成10年11月18日ころ、 × との間で、商品をアートフラワー一式、契約金額を82万4250円とするG.P会員契約を締結していることが認められる。

同被告は、会員契約を締結するとレンタルマーヅンを受け取れる旨の説明を受けていること、また、同被告は、 × が行っていた生け花の講習に一度も参加したことがないことがうかがわれることからすれば、同被告は、レンタルマーヅンを取得できる資格であることを知った上でG.P会員契約を締結したのであるから、レンタルマーヅンを取得する目的をも有していたというべきである。被告 は、アートフラワー自体を購入し、生け花の講師免状を取得したいと考えていたことは前示のとおりで

あるが、このことは上記認定を左右するものではない。

カ 被告

証拠（甲B1の12、乙B8）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、アートフラワー自体を欲していたこと、同被告は、平成11年1月20日ころ、×との間で、商品をアートフラワー一式、契約金額を82万4250円とするG.P会員契約を締結していることが認められる。以上の事実によれば、同被告は、アートフラワー自体の取得目的で×との間のG.P会員契約を締結したと認められる。

また、G.P会員契約は、レンタルマーヅンを取得できる「クラブ」口数取得部分を含んでいる以上、×との契約上、同被告にレンタルマーヅン取得目的があったものと推認するのが相当である。

キ 被告

証拠（乙A19、20）によれば、被告及び同は、いずれもG.P会員契約を締結したもので、その事情は、同と同様であると認められるのであって、被告及び同についても、レンタルマーヅン取得を目的としていたと認められる。

ク 被告

証拠（乙A21）によれば、被告は、G.P会員契約を締結したもので、その事情は、同と同様と認められ、被告についても、レンタルマーヅン取得を目的としていたと認められる。

ケ 被告

前提事実、証拠（甲A1の14、乙A22）及び弁論の全趣旨によれば、被告の妻は、アートフラワーを作って飾ることを目的として、平成11年1月13日ころ、同被告に代わり、同被告の名義で立替払契約書（甲A1の14）に署名押印し、×との間で、商品をアートフラワー一式、契約金額を164万8500円とするG.P会員契約を締結して

いること、被告 〇の妻は、アートフラワー自体を欲していたこと、これらについて、被告 〇は了解していること、レンタルに関する話は、上記契約の締結後に聞いたことなどが認められる。

以上の事実によれば、被告 〇は、アートフラワーの売買のほかに、生け花の講師免状取得のための講習の提供を目的として、×と契約したことが認められる。

また、被告 〇が×と締結したG. P会員契約は、レンタルマージンを取得できる「〇クラブ」口数取得部分を含んでいる以上、×との契約上、同被告にレンタルマージンの取得目的があったものと推認するのが相当である。

証拠（乙A22（〇の妻）の陳述書）によれば、実質的な契約者が同被告の妻であるとの陳述記載があるが、被告 〇名で2口の契約をしていること、同被告もしくはその妻が、×の生け花の講習に一度も参加したことがないことがうかがわれることなどに照らせば、同被告は、レンタルマージンの取得目的もあったと推認するのが相当である。

コ 被告 〇，同

証拠（甲Bの15及び16，乙B11及び12）及び弁論の全趣旨によれば、被告 〇及び同 〇は、アートフラワーを作る技術を教えてくれるなどと説明を受け、生け花の講師免状を取得したいと考えたこと、同被告らは、いずれも平成10年12月21日ころ、×との間で、商品をアートフラワー一式、契約金額を82万4250円とするG. P会員契約をそれぞれ締結したことなどが認められる。

以上の事実によれば、被告 〇，同 〇は、アートフラワーの売買のほかに、生け花の講師免状取得のための講習の提供を目的として、×と契約したことが認められる。

また、G. P会員契約は、レンタルマージンを取得できる「クラブ」口数取得部分を含んでいること、被告 は、被告を勧誘し、契約をさせていること（乙B12）及び同被告らは、×が行っていた生け花の講習に一度も参加したことがないことがうかがわれることなどを合わせ考えると、被告 , 同 は、×との契約上、同被告らにレンタルマージンの取得目的があったものと推認するのが相当である。

被告 及び同 が、アートフラワーの講師免状を取得する目的をもっていたことはそのとおりであろうが、そのことは、上記認定を左右するものではない。

サ 被告

証拠（乙A24）によれば、被告 は、G. P会員契約を締結したもので、その事情は、同 と同様と認められ、被告 についても、レンタルマージンの取得目的があったものと推認するのが相当である。

シ 被告

証拠（乙A26）によれば、被告 は、G. P会員契約を締結したもので、その事情は、同 と同様と認められ、被告 についても、レンタルマージンの取得目的があったものと推認するのが相当である。

ス 被告

証拠（甲A1の22, 乙A30）及び弁論の全趣旨によれば、同被告は、アートフラワーを作る技術を教えてくれるなどと説明を受け、生け花の講師免状を取得したいと考えたこと、同被告は、平成10年12月15日ころ、×との間で、商品をアートフラワー一式、契約金額を82万4250円とするG. P会員契約を締結したことなどが認められる。

以上の事実によれば、被告は、アートフラワーの売上のほかに、生け花の講師免状取得のための講習の提供を目的として、×と契約したことが認められる。

また、G. P会員契約は、レンタルマーヅを取得できる「クラブ」口数取得部分を含んでいることに照らせば、被告は、レンタルマーヅの取得目的があったものと推認するのが相当である。

被告が、アートフラワーの講師免状を取得する目的をもっていたことはそのとおりであろうが、そのことは、上記認定を左右するものではない。

ゼ 被告

証拠（乙A32）によれば、被告は、G. P会員契約を締結したもので、その事情は、同と同様と認められ、被告についても、レンタルマーヅの取得目的があったものと推認するのが相当である。

ソ 被告 について

証拠（乙A34）によれば、被告は、G. P会員契約を締結したもので、その事情は、同と同様と認められ、被告についても、レンタルマーヅの取得目的があったものと推認するのが相当である。

タ 被告

証拠（甲A1の35、乙A10）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、アートフラワーを作る技術を教えてくれるなどと説明を受け、生け花の講師免状を取得したいと考えたこと、同被告は、平成10年10月1日ころ、×との間で、商品をアートフラワー一式、契約金額を81万4250円とするG. P会員契約を締結したことなどが認められる。

以上の事実によれば、被告は、アートフラワーの売上のほかに、

同、同、同、同、同、同、同、同、同、同及び同は、いずれも生け花の講師免状取得のため、講習を受講する目的とともに、レンタルマーヅンを受けることも併せて目的として、×との間でG. P会員契約を締結したことが認められる。

したがって、C型被告らと×との間で締結されたアートフラワーの売買契約及び「×クラブ」口数取得部分のうちのアートフラワー取得部分は、賃貸する意思をもってする動産の有償取得にあたり、C型被告らは、いずれも×から、アートフラワーのレンタルマーヅンを継続的に受けることを目的として×との間でアートフラワーの売買契約を締結したといふことができるから、レンタルマーヅンの受領の有無にかかわらず、C型被告らにとって、上記有償取得行為は、営業としてされたものと認めるのが相当である。

(5) その他の被告ら

ア 被告

1の認定事実及び証拠(甲A1の1)によれば、被告は、平成10年12月21日ころ、×との間で、商品をアートフラワー一式、契約金額を82万4250円とするG. P会員契約を締結したことが認められる。

イ 被告、同及び同

1の認定事実及び証拠(甲B1の5及び6、1の42)によれば、被告は、平成10年10月16日、被告は、同年9月16日、被告が代表者を務める被告は、同月17日に、それぞれ×との間で、商品をアートフラワー一式、契約金額を82万4250円とするG. P会員契約を締結したことが認められる。

ウ 被告

被告 が別紙第4契約一覧表被告番号21記載の契約を締結したことは、当事者間に争いがなく、弁論の全趣旨によれば、G. P会員契約を締結したと認められる。

エ 被告

1の認定事実及び証拠（甲A1の38）によれば、被告 は、平成11年1月4日、 × との間で、商品をアートフラワー一式、契約金額を82万4250円とするG. P会員契約を締結したことが認められる。

オ 被告

1の認定事実及び証拠（甲A1の18）によれば、被告 は、平成10年12月14日、 × との間で、商品をアートフラワー一式、契約金額を82万4250円とするG. P会員契約を締結したことが認められる。

カ 被告 及び同

1の認定事実及び証拠（甲A1の25、B1の44）によれば、被告 は、平成10年10月26日、被告 は、平成11年1月27日に、それぞれ × との間で、商品をアートフラワー一式、契約金額を82万4250円とするG. P会員契約を締結したことが認められる。

キ 被告

1の認定事実及び証拠（甲A1の34、乙A39）によれば、被告 は、平成10年10月7日、 × との間で、商品をアートフラワー一式、契約金額を82万4250円とするG. P会員契約を締結したことが認められる。

ク G. P会員契約は、レンタルマーゲンを取得できる「 クラブ」口数取得部分を含んでいることに照らせば、上記被告らは、レンタルマーゲンを受ける目的で × と会員契約を締結したと認めるのが相当

である。

以上によれば、アからキまでの被告らは、× との間で、G. P 会員契約を締結しており、レンタルマージンの取得目的があったものと認められるから、アートフラワーの売買契約部分及び「× クラブ」口数取得部分のうちのアートフラワーの取得部分は、営業としてされた賃貸する意思をもってする動産の有償取得行為であると推認するのが相当である。

(6) × との間の会員契約が公序良俗に違反することとの関係

ア 以上の検討結果によれば、被告らが × との間で締結した会員契約中アートフラワーの売買契約部分及び「× クラブ」口数取得部分のうちのアートフラワーの取得部分は、営業としてされた賃貸する意思をもってする動産の有償取得行為であるということが出来るが、× との間の会員契約が公序良俗に違反する場合にも、割賦販売法 30 条の 4 第 4 項 2 号にいう商行為にあたるとして、抗弁の接続を否定するかどうかは、ひとつの問題である。

割賦販売法 30 条の 4 第 4 項 2 号の文言上、抗弁事由の内容によってその適用の有無が区別されていないから、商品の購入契約が購入者にとっての商行為に該当すれば、それが公序良俗に違反する場合も同号の適用を受けると解することも考えられる。しかし、割賦販売法 30 条の 4 は、実質的に消費者を保護するための規定であって、同号を形式的に解釈適用したのでは、私法の理想である公平を害し、割賦販売法 30 条の 4 の制度趣旨を損ねるおそれがある。したがって、商品の購入契約が公序良俗に違反する場合に同号の商行為といえるかどうかは、解釈に委ねられた問題であり、実質的に解釈することが必要であると解する。

割賦購入あっせん契約と商品自体の購入契約とは、別個の契約であるから、本来、後者について消費者が有する抗弁を、割賦購入あっせん業者に

対して当然には主張することができないが、割賦購入あっせんにかかる売買等が消費者に対して不測の損害を及ぼすことがある点に鑑み、割賦販売法30条の4第1項は、不当な割賦購入あっせんにかかる売買等から消費者を保護するため、消費者が商品販売業者等に対して主張しうる抗弁を割賦購入あっせん業者に主張することができるようにするために創設された制度である。そして、一方では、割賦購入あっせん業者（信販業者）は、信販のシステムが悪用されないように、加盟店に対する管理を徹底することが期待されており、他方では、購入者は、自己にとって商行為となるような場合には、十分な注意を払ってこれを行うべきであり、自己の見通しが誤ったとしても、自己が責任を負うのが原則であり、このことを規定したのが、割賦販売法30条の4第4項2号であると解される。

しかし、商品自体の購入契約が、錯誤無効や詐欺による取消しなどの抗弁事由の程度を超えて公序良俗に違反し、極めて違法性が高いが故に無効である場合に、それが割賦販売法30条の4第4項2号にいう商行為にあたるとして、抗弁の接続を否定されるとすると、違法行為をした販売業者は、割賦購入あっせん業者からの返還請求を免れ、また、割賦購入あっせん業者は、購入者に対する割賦代金の請求が可能であるから、商品自体の購入契約が購入者にとって商行為であるかどうかについてさえ関心を払えば、販売者が公序良俗に違反する取引をしているかどうかを含めての加盟店管理にさほどの注意を払わない状況さえ生まれかねず、その一方で、購入者には自己責任を負うべき限度を超えて、過酷な負担を負わせることになる。このような状況を放置することは、割賦販売法30条の4の制度趣旨に反することが明らかであるから、商品自体の売買契約が公序良俗に違反して無効である場合には、それが購入者にとって営業としてされた賃貸する意思をもってする動産の有償取得行為であったとしても、割賦販売法30条の4第4項2号にいう購入者にとっての商行為には該当せず、その

適用を受けないと解するのが相当である。

ただし、購入者について、割賦購入あっせん業者に対し抗弁を主張することが信義則に反すると認められるような特段の事情がある場合には、商品自体の売買契約が公序良俗に違反して無効であることを主張できないと解するのが、相当である（争点(5)）。

イ これを本件についてみると、被告ら（被告 及び被告 を除く。）が × との間で締結した会員契約は、アートフラワーの売買契約部分、役務提供契約部分及び「 × クラブ」口数取得部分が一体となった内容を有するもので、前示のとおり、 × の反社会的な商法の中心となるものであるから、全体として公序良俗に反し、無効というべきであり、原告と被告らとの間の立替払契約が、上記会員契約のうち、アートフラワーの売買契約部分及び「 × クラブ」口数取得部分のうちのアートフラワーの取得部分を対象とするものであっても、これらの部分は、公序良俗に反し、無効というべきであるから、それが営業としてされた賃貸する意思をもってする動産の有償取得行為である場合にも、割賦販売法30条の4第4項2号の適用はないと解するのが相当である。また、被告 の × と締結した契約は、前示のとおり、C. P 会員契約のうち、「 × クラブ」口数取得を中心とするものまたは S. P 会員契約であると解されるが、前者であれば、そのうちのアートフラワー取得部分が、被告らと原告との間の立替払契約上、アートフラワーの売買契約として原告と被告らとの間の立替払契約の対象となっているというべきであるが、その場合であったとしても、「 × クラブ」口数取得は、公序良俗に反し、無効というべきであるから、そのうちのアートフラワー取得部分が、営業としてされた賃貸する意思をもってする動産の有償取得行為である場合にも、割賦販売法30条の4第4項2号は適用されないと解するのが相当である。また、被告 が × との

間で締結した契約がS. P会員契約であった場合には、会員契約が全体として公序良俗に反して無効であり、アートフラワーの売買契約部分等について、同号の商行為ということとはできない。なお、立替払契約書上、被告らにとっての商行為であることについてなんら表示されておらず、このように解しても、原告の期待を裏切ることにはならない。

ただし、購入者について、割賦購入あっせん業者に対し抗弁を主張することが信義則に反すると認められるような特段の事情があるときは、商品自体の売買契約が公序良俗に違反して無効であることを主張できないと解されるので、次にこの点について、項を改めて検討する。

8 争点(5)。(被告らが原告に対し抗弁を主張することが信義則に反するか)について

被告らが、 の間の会員契約の勧誘を受け、これを締結した経緯は、前記認定事実のとおりであり、被告らは、 及び会員らの巧みな勧誘によって、 の間の会員契約及び原告との間の立替払契約を締結したのであって、「 流ショッピングクレジットお申込書」にアートフラワー一式等の売買契約である旨を記載したことについて、被告らが原告を欺こうと意図していたということとはできず、結果的に の商法に引き込まれた被害者であるというべきである。確かに、割賦販売法30条の4第1項の適用を受けて、被告らが原告に対し、アートフラワー一式等の売買契約について公序良俗違反による無効の抗弁を主張することができるとする、原告に被害を生じさせることになるし、また、被告らの中には、前記認定事実のとおり、マルチ商法を理解している者、積極的にレンタルマーヅンを得られることを説明して勧誘行為を行った者、 から現に配当を受け利益を得ている者等が含まれている。しかし、マルチ商法を理解している被告及び積極的にレンタルマーヅンを得られることを説明して勧誘行為を行った被告らは、 の詐欺行為が巧みなものであったために欺かれて の商法に引き込まれてしまい、

その結果そのような行動に出たのであり、また、被告らのうちの一部の者が
× からレンタルマージンまたは紹介料の支払を受け利益を得ていたとしても、それは、× が違法行為を隠蔽するための工作として、レンタルマージン等を支払っていたと認められるから、被告らに、原告に対してアートフラワー一式等の売買契約について公序良俗違反による無効の抗弁を主張することが信義則に反すると認められるような特段の事情があるということとはできない。他に上記特段の事情を認めるに足りる証拠はない。

被告 〇〇 は、1の認定事実のとおり、× から合計181万5885円を受け取っているが、証拠（被告 〇〇 ）によれば、同人が経営している 〇〇 は、5口のG. P会員契約を締結し、 〇〇 県から融資を受けた1000万円のうちの約410万円を支払っており、× から、その紹介料などとして上記金員が支払われたこと、 〇〇 にも、平成11年1月及び同年5月に、× から合計約70万円が支払われたことなどが認められる。このような事情を考慮すれば、同被告についても、原告に対してアートフラワー二式の売買契約について公序良俗違反による無効の抗弁を主張することが信義則に反すると認められるような特段の事情があるということとはできない。

したがって、被告らは、原告に対し、割賦販売法30条の4第1項により、立替払契約の対象であるアートフラワーの売買契約等について公序良俗違反による無効の抗弁を主張することができるというべきである。

以上の次第であるから、原告の①事件にかかる請求のうち、被告 〇〇 及び同 〇〇 に対するものを除いたものについては、公序良俗違反により無効との抗弁が成立するので、理由はないというべきである。

9 争点(6)ウ（被告 〇〇 ）について

被告 〇〇 は、支払停止の抗弁のみを主張するが、抗弁としての公序良俗違反の事由については、弁論主義の適用がなく、職権においてこれを考慮する

ことができるところ、前示のとおり、被告 〇〇〇と原告との間の会員契約は、公序良俗に違反し無効というべきである。

したがって、原告と被告 〇〇〇との間のアートフラワー一式の売買契約が公序良俗違反により無効であるとの抗弁については、それがレンタルマージン取得を目的とするものであったとしても、割賦販売法30条の4第4項2号の適用はなく、また、同被告について、アートフラワー一式の売買契約が公序良俗違反により無効であると認めることが信義則に反するというべき特段の事情があるとはうかがえないから、原告の①事件にかかる被告 〇〇〇に対する請求について、被告 〇〇〇は、割賦販売法30条の4第1項により、これを拒絶することができるというべきである。

10 争点(6)エ (被告兼②事件被告 〇〇〇の不法行為の成否) について

(1) 原告は、被告兼②事件被告 〇〇〇が、被告 〇〇〇と共謀し、同被告の名義を借用して、原告との間で立替払契約17を締結させ、原告に、×に対してアートフラワー代金相当額である82万4250円(消費税込み)を立替払させたことが共同不法行為にあたりと主張する。

被告兼②事件被告 〇〇〇が、被告 〇〇〇の承諾を得ることなく、立替払契約書(甲A1の5, 8)に同被告の署名をし、同被告の印鑑を用いて押印したことについては、当事者間に争いがない。

しかし、本件全証拠によっても、被告兼②事件被告 〇〇〇が、被告 〇〇〇と共謀し、立替払契約書(甲A1の5, 8)に同被告名義で署名し、同被告の印鑑を用いて押印したと認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、原告の上記主張は、理由がない。

(2) しかし、前提事実、上記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、被告兼②事件被告 〇〇〇が、被告 〇〇〇に承諾を得ることなく、立替払契約書(甲A1の5, 8)に同被告名義で署名し、同被告の印鑑を用いて押印して、これを原告に対して提出したこと、原告は、上記立替払契約書が真正に成立して

おり、被告 〇との間に立替払契約17が成立したと誤信させられて、

× に対し、アートフラワー一式代金相当額である82万4250円（消費税込み）を立替払したことなどが認められる。

以上によれば、被告兼②事件被告 〇は、不法行為により、原告に対し、82万4250円の損害を与えたというべきである。

(3) 被告兼②事件被告 〇は、原告が、× のレンタルシステムの違法な実態を把握していながら、これを黙認し、× の詐欺行為を助長させている上、× に対する加盟店管理義務を果たしていなかったため、原告の請求は、信義則に反する旨主張する。

しかし、原告が、× のレンタルシステムが違法であることの実態を把握していたと認めるに足りる証拠はない。原告の加盟店管理の状況は、1 の認定事実のとおりであって、本件において、原告の被告兼②事件被告

〇に対する請求が、信義則に反するとうかがわせる事情は見あたらない。

さらに、被告兼②事件被告 〇は、過失相殺すべきであると主張するが、これを行うべき事情があると認めることはできない。

したがって、被告兼②事件被告 〇の上記主張は、理由がない。

11 結語

以上の次第であるから、原告の本件請求のうち、被告らに対する①事件にかかる請求は、いずれも理由がないから棄却することとし、被告兼②事件被告

〇に対する請求は、理由があるから認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官吉岡正智は、差し支えにつき、署名押印することができない。

裁判長裁判官

これは正本である。

平成19年3月14日

東京地方裁判所民事第5部

裁判所書記官



